

データ名：香港【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：4999

参照：20

香港【安全の基礎】

香港

Hong Kong

出入境時の留意事項

●査証

観光等の30日間以内の滞在には査証は必要ない。査証なしで入境した人がさらに滞在を延長したい場合は、申請により最大3カ月まで延長が認められる。

長期滞在者は、12カ月有効（通常）の一次査証をあらかじめ日本の英国大使館あるいは領事館で取得することが必要。香港入境後、数次出入境長期滞在の査証に切り換える必要はなく、一次査証であっても数次の出入境が可能。

●出入境審査

入境の際にはあらかじめ記入した出入境記録カードおよび旅券を審査官に提示し、旅券面に入境許可の認印を受けるだけでよい。

出境の場合には入境の際の出入境記録カード、旅券、空港税支払い済み領収証、航空機の搭乗券を係員に提示し、旅券面に出境許可の認印を受けるだけでよい。

●外貨申告

外国通貨の持ち込み、持ち出しは自由で、申告の制度もない。通貨の交換は市中の銀行、ホテル、両替商で自由にできるが、手数料の額が決まっていないため、交換場所によって換金した手取り額は違ってくる。特に空港の両替所は手数料が高いため交換率は悪いといわれているので、空港での両替は最小限に止めるほうがよい。

●通関

麻薬、ピストル等の持ち込み、持ち出しを厳しくチェックしているが、その他のものについてはあまり問題になるようなケースはない。最近では、時計、ハンドバッグ等の模造ブランド品について、持ち込み、持ち出しの取り締まりが厳しくなっている。

滞在時の留意事項

●滞在届

観光以外の目的で180日間以上の長期滞在を予定する場合は、本人が旅券および写真1枚を香港政庁のImmigration Departmentに持参し、外国人登録手続を済ませたうえ、身分証明書（IDカード）の交付を受けることが必要。

●旅行制限

中国との境境地帯に禁区界線（Closed Area）の立ち入り禁止区域があるほかは特に制限はない。車の運転をする場合は、車両（あるいは車種別）進入禁止区域が多いので道路標識には注意する必要がある。

●写真撮影の制限

軍事施設関係は撮影禁止になっており、大きく表示されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬に対する規制については、ほぼ日本と同様で、ヘロイン、覚醒剤、大麻等の輸出入、販売、所持は一切禁じられている。これらの違反に対する処罰はかなり厳しく、刑期も日本より長い場合が多い。

●不法就労

あらかじめ就労のための査証（ワーキングビザ）で入境し、本人が旅券、写真1枚を香港政庁のImmigration Department に持参し、登録のうえ身分証明書（IDカード）の交付を受けるが、当初の仕事を変更する場合も、あらかじめ、Immigration Department に申請し許可を受けてから新しい仕事に就かなければ不法就労として罰せられる。不法就労が発覚した場合は、罰金、強制退去等厳しく処罰される。

就労査証で入境した場合の最初の滞在許可は通常12カ月であるが、逐次の更新により許可される滞在期間は長くなる。

●治安維持

政治的スローガンを掲げたデモ、集会等については一定の規制があり、また通常のデモ、集会についても事前の届出、許可が必要な場合がある。事前によく法令を承知することが必要とされる。

●その他特殊取締

日本と特に異なる点としては、常時、身分を証明する書類を携帯することが義務づけられていることで、居住者の場合は政庁発行の身分証明書（IDカード）、旅行者の場合は旅券を必ず身につける必要があり、違反した場合には罰金を科される。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ポルノ写真やわいせつな描写のある漫画等が掲載されている出版物は取り締まりの対象となっている。また、映画についてもわいせつな場面のフィルムはカットされる。

売春と賭博は違法となっている。

また、香港はかつて旧日本軍に占領され、軍政下にあったこともあり、日中戦争や太平洋戦争で直接痛みを受けた者やその関係者がいるので、言動には注意する必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス

香港の治安状態は、犯罪率（人口当たりの犯罪発生件数）では東京とほぼ同水準で、世界の大都市の中では安全な都市のひとつだが、最近、銃器を使った凶悪犯罪が増えつつある。香港の犯罪は東京と比べ、スリ、強盗が多いことが特徴。特に日本人旅行者は、多額の現金を持ち歩くことからスリや置き引きの標的となりやすく、地下鉄の駅やフェリー乗り場のような人込み、レストランやホテルのロビー等では注意が必要。1991年1月には、白昼日本人旅行者が強盗に襲われた。

健康上の留意事項

香港には肝炎が非常に多いので、水道の水を飲料とする場合は必ず煮沸し、野菜も含め生ものは食べないこと（なお、在留日本人は、一般に市販の飲料水を使用している）。

医療施設は整っており、日本語が通じる医者もいるので大きな心配はない。

診療費、入院費は相当高額であり、また入院等に際しては一定額（医院により額は異なる）のデポジットを納める必要があるので、医療がカバーされる旅行保険等に加入していることが望ましい。

緊急時の連絡先

（緊急サービス）（警察、消防署、救急車）

Tel.999 (英語, 広東語)
(警察) 日本語ホットライン (年中無休, 24時間可)
Tel.5290000
(救急車サービス) Tel.7353355
(香港観光協会) 日本語サービス (日, 祝日は休, 土は午前のみ) Tel.8017188

緊急時の言葉

(広東語)

「助けて下さい」=カウメン (アー)
「火事です」=フォツォク (アー)
「私は日本人です」=ゴォハイヤップンヤン
「泥棒だ」=チョンイェー (アー)
(英語も広く通用する)

在外公館アドレス

●総領事館

在香港総領事館

Consulate-General of Japan, 46th & 47th Floors, One Exchange
Square, 8 Connaught Place, Central, HongKong
(香港中環康樂廣場8號交易廣場第一座46樓及47樓)

Tel.5221184~8

。詳細についての問い合わせは (財) 交流協会 (連絡先末尾記載) へ。

データ名：香港「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：7734
参照：16

香港「防犯の手引き」
邦人安全対策マニュアル

平成5年2月
在香港日本国総領事館

香港は世界でも比較的安全な都市と言えますが、目下香港は中国への主権返還の過渡期にあること、多様性を持つ大都市であることを念頭に置くと共に、治にいて乱を忘れずの喻えもあり、身の安全に気配りすることは、海外生活の第一歩でもあります。思わぬことから、あるいは、ほんのささいな知識の欠如から、事件や事故に巻き込まれるのはつまらぬことであり、転ばぬさきの杖と、本紙をご一読の上参考として下さい。

また、不幸にして事件、事故にあわれた場合には次の電話番号を参考に連絡して下さい

日本国総領事館 522-1184 (執務時間外の緊急の際は94958013)
(領事部直通：532-2350および532-2351)
(所在地：24F, Bank of America Tower, 12 Harcourt Road, Central, Hong Kong
但し、2月22日に次の住所に移転：46F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central Hong Kong)

香港側	警察 緊急時通報	999
	消防 (警察と同じ)	999
	救急車 (Ambulance)	576-6555
	台風警報問合せ	835-1473
	観光協会日本語ダイヤル	801-7188
	移民局 (Immigration)	824-6111
	法律相談 (Legal Aid)	867-3030
	消費者委員会 (Consumer Council)	736-3636
	(商取引等に関する苦情相談)	

<1>在留者の安全対策

1. 日常生活での安全

(1) 現金はさしあたり必要な分のみを所持し大金を持ち歩かない。財布を開けるとき身を他人に見られないよう注意する。また、カードを使うときには暗証番号等を簡単に知られないよう注意し、店員が伝票を切るときに余分に切らないよう監視する(カードを偽造する犯罪が多い)。

(2) 旅券を携行するときには必ず身につけるが、それが出来ないときには、少なくとも蓋のあるバッグに入れて体から離さないようにし、ペーパー・バッグのような物には入れない。

(3) 見知らぬものが近づいてきて話しかけてきたときには、まず警戒する。言葉巧みに話しかけられることが多いが、勧められても飲物は飲まない(睡眠薬等が混入されているかもしれない)、また相手の住居等に安易に入らない(中で何が起こるか判らない)。

(4) 夜間一人で歩くことは出来るだけ避ける（女性だけの複数歩行も場所によっては安全とはいえない）。どうしても避けられないときには、明るいところを歩く。また、地域によっては現地の人も立入り避けるところがあるので、事前に情報を良く得ておく。

(5) 道を歩いていて何か異常を感じたときにはすぐ引き返すか、周りの人がどうするか良く見て判断する。貴金属店等に強盗が押し入ることがありますが、犯人は簡単に銃を発射したり、人質を捕ったりすることがあります。広東語が判らないと状況把握が遅れ結果的に事件等に深入りしてしまう可能性があるため、注意が必要です。

(6) 空港、地下鉄、スター・フェリー乗り場、九広鉄道等人的の集まるところには、必ずスリや置き引きが隙を狙っています。ハンド・バッグ等は脇に抱えこむ等の動作により警戒していることを示すことが大切です。背中に負うリュックサックは、体についてはいいますが後からなにかされても判らないので、あまり安全な入れ物ではありません。

(7) 住宅を借りる際には居住性と共に、出入り口に警備状況、ドアの複数鍵の取付等安全性についても十分に点検する。また、入居後玄関・勝手口の鍵は全部取替える（以前住んでいた人やメイドが合鍵を作っているかも知れない）。警備保障会社と契約して、火災・外部からの不法侵入等の緊急時に備えることも一案です。

(8) 自家用車を持つ場合には、香港では乗用車の盗難事故が極めて多いので、盗難予防の装置（警報機やハンドル固定機）を取り付ける。保険会社やディーラーに相談すると良い。

(9) 飲み屋や、カラオケバーを日本と同様に安全な場所と考えることは極めて危険です。バーで酔いつぶれているときに財布や旅券を取られた例がかなりあります。また、酔ってタクシーに乗って強盗にあった例もあります。

(10) 香港では、第二次大戦で日本軍が香港を占領し軍政をしいていたことに反感を持っている人が今でもいて、抗日戦争の英雄映画はなお人気があります。言動には充分注意し、現地社会との融和に努力することが大事です。また、香港の政情や治安状況については、常日頃から、新聞やラジオ・TVの報道に注意したり、信頼できる香港人から様子を聞いたりして自ら関心を持つようにすることが一番です。

2. 異常事態の発生時の安全

天災等により異常事態に巻き込まれたときには、先ず冷静を保ち、テレビ・ラジオ等を通じる情報、地元の人々の情報等に常に留意しつつ、状況に応じ速やかに対応することが大切です。また、異常事態に遭遇した場合には必要に応じ、出来るだけ早く、総領事館領事部へ連絡して下さい。

(電話：直通 532-2350, 532-2351)

(1) 天災

香港では、経験的には、地震はありませんが、台風による風水害、土砂崩れ、落石等が天災の主なものです。台風が襲来してくる場合には、香港政府はTVやラジオを通じて種々の警報を出し警戒を呼び掛けます。

警報には次のようなものがあります。

台風シグナル1	平常通りの生活でよい
台風シグナル3	幼稚園は休園となる
台風シグナル8	幼稚園、学校、事業所は閉鎖される
台風シグナル9	同上
台風シグナル10	同上
豪雨雷雨警報 赤	学校は閉鎖される
豪雨雷雨警報 黒	市民の外出は禁止される

(2) 人的災害（群集に伴う事故）

香港では、狭い所に大勢の人が住んでいるため一ヶ所に多くの人が集まり、それに伴う事故が起ることがあります。平成5年元旦の蘭桂坊の群衆転倒に伴う圧死事故は未だ記

憶に新しいところです。人が大勢集まるところは、思わぬ事故が起りやすいので、出来るだけ避けた方が安全ですが、そのような事態に遭遇した場合には警察官の指示に従い行動することが、安全の第一歩です。また、何等かの事故に巻き込まれたときには、現場の警察官に報告するとともに、総領事館領事部（電話：5322-2350, 532-2351）へも事故の詳細を知らせて下さい。

(3) 人的災害（火災）

冬期にはしばしば火災が発生しますので、日本に居たときと同様な注意が必要です。火災が発生したときに備え、家族の間で避難通路や避難場所を確認しておくことも大事です。

<2> 旅行者の安全対策

(1) 大金を持ち歩かない。さしあたり必要な現金以外はホテル等の信頼の置ける貸金庫に入れておく（貸金庫の鍵は、部屋の机などに入れないで、必ず身につけておく）。財布を開けるときには中身を他人に見られないよう注意し、クレジット・カードを使うときには余分な伝票を取られないか、確認する。

(2) 旅券は必要な場合を除きホテル等の貸金庫に入れ、そのコピーを携行することも一案です。

警察官等香港の官憲から旅券の呈示を求められたときには、取敢えずコピーを見せ、必要であればホテルまで来てもらうようにする。

また、旅券を携行するときには必ず身につけるか、それが出来ないときには、少なくとも蓋のあるバッグに入れ、ペーパー・バッグのような物には入れない。（買物をして品物を入れた紙袋の一番上に旅券を置き、盗難にあうケースが随分とあります）

(3) 見知らぬものが近づいてきて話しかけてきたときには、先ず警戒する。言葉巧に話しかけられることが多いが、勧められても飲物は飲まない（睡眠薬等が混入されているかもしれない）、また相手の部屋等には入らない（中で何が起るか判らない）。

(4) 夜間一人で歩くことは極力避ける（女性だけの複数歩行も場所によっては安全とはいえない）。どうしても避けられないときには、明るいところを歩く。また、地域によっては現地の人も立入りを避けるところがあるので、事前に情報を良く得ておく。

(5) 道を歩いていて何か異常を感じたときにはすぐ引き返すか、周りの人がどうするか良く見て判断する。

(6) ホテルの室内にいるときにはドア・チェーンをかけ、ドアを開けるときも、相手が知人のときを除き、チェーンを外さない。ホテルのスタッフを部屋に入れるときには、ドアを開け放しておく。

(7) 空港、地下鉄、スター・フェリー乗り場、九広鉄道等人的集まるところには、必ずスリや置き引きが隙を狙っています。ハンド・バッグ等は脇に抱えこむ等の動作により警戒していることを示すことが大切です。また、空港の到着時に荷物用のローリーの小物入れに財布・旅券の入った小バッグを置いておき出口の人込みでそれを盗まれるケースもあります。

(8) パイキング・スタイルの食事をするとき、ひとつのテーブルの同席者全員が同時に食物を取りに行きがちとなりますが、その隙にイスに置いたバッグが狙われます。だれか一人が留守番として残っているなど注意を怠らないことが大切です。

データ名：ネパール【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：6216

参照：13

ネパール【安全の基礎】

ネパール王国

Kingdom of Nepal

出入国時の留意事項

●査証

ネパールへの入国には、必ず査証が必要。ネパールの査証には、外交、公用、観光、非観光、通過、居住査証がある。

通過査証は、滞在期間1週間以内。観光査証は、3カ月までの滞在が認められ、内務省の承認があればさらに1カ月まで延長が認められる。また、トリブバン国際空港から入国する場合、到着時に空港で30日間の観光査証が取得できる（査証料20米ドル）。

観光査証でネパールに滞在できる期間は、最初の入国日を起算日として1年間最高90日間であり、この間は出入国を何度繰り返してもかまわない。なお、観光査証を延長する場合は外国貨幣の換金証明提示が義務づけられており、延長日数1日当たり10米ドルが必要である。査証の延長手続等は、出入国管理事務所で行う。

非観光目的（研究、留学、商用等）で長期滞在する場合、受け入れ機関および関係省庁の証明書を取得のうえ、非観光査証（通常1年更新）を申請する。

●出入国審査

有効な査証を取得している限り、出入国審査はさほど厳しくはない。

●外貨申告

ネパール入国の際、携帯外貨が1000米ドル相当を超える場合は申告したほうがよい。出国の際に、使い残したネパール・ルピーを再交換する場合、銀行で交換した総額の15%まで米ドルに再交換してくれるので、銀行から換金証明書を受け取っておくことが必要。

●通関

酒類は1.15リットル1本あるいはビール1ダース、煙草は200本または250グラムまで非課税で持ち込める。電気製品に関しては、出発の際持ち帰ることを条件に非課税で持ち込めるが、ビデオカメラ、ラジオカセット等は1人1台限りで、パスポートに製品番号等を記入され、出国の際、提示を求められることがある。また、自動車、その他の車両、自転車、バイクのパーツ類は空港保管になったり、課税の対象となる。

ネパール国内で購入した骨董品の中で、国外へ持ち出せるのは作成後100年未満のものに限られるが、持ち出しに際しては考古局の許可をあらかじめ取得せねばならない。ネパール政府は金（GOLD）の持ち込みを全面的に禁止している。

滞在時の留意事項

●滞在届

ネパールでは、政府当局へ提出する滞在届に類するものはない。

●旅行制限

標高6500メートル以下の山等へトレッキング旅行をする場合、トレッキング許可証が必要となる。この許可証は、カトマンズの出入国管理事務所取得することができるが、ネ

ネパール国内には、トレッキングの制限地域があるので、許可証申請の際に確認が必要。なお、6500メートル以上の山に登山する場合には、あらかじめ観光省から登山許可を得ておく必要がある。

●写真撮影の制限

軍関係施設の写真撮影が禁じられている。また、観光客がよく訪れるカトマンズ市内にあるクマリ寺院の「生き神様」と呼ばれる少女の写真撮影は禁じられているので注意が必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

ネパールでは麻薬に対する取り締まりが近年厳しくなり、1986年12月の麻薬取締法改正により、違反者には罰金刑および禁固刑がともに科せられる。量刑は裁判所が決定するが、外国人に対しても例外は認められない。また、空港での通関も厳しくなっている。

●不法就労

これまで在留日本人が、不法就労により取り締まりを受けたケースは見あたらないが、1988年月の査証制度一部改正により、観光査証による労働行為が禁止されたため、就労する場合は、非観光査証を取得する必要がある。

●治安維持

(1) 急激な都市部への人口集中、失業者の増大、警察力の弱体等により、従来、良好といわれてきたカトマンズおよびその周辺の治安も、最近では、特に外国人を対象とする夜間の強盗、盗み、住居侵入等の犯罪があり、注意が肝要である。

(2) 1990年の民主化を受け、国民の政治集会や労働攻勢がかなり自由になった事情もあり、カトマンズおよびその周辺では、特に、政治ないし労働要求を背景とする対立勢力の衝突なども見られる。

王室は国民から尊敬されているので、旅行者としては、ネパール国内で王室に関する批判は避けなければならない。

●その他特殊取締

為替管理の面については、ヤミドルの交換すなわちブラックマーケットが厳しく取り締まられており、発覚した場合は逮捕される。また、ネパールはヒンズー教を国教としており、牛は「聖なる動物」として扱われている。路上を横行している牛を自動車ではねた場合は人間をはねた罰と同じ扱いを受ける。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

宗教上、牛を大切にしているので、ネパール人の前では「牛肉を食べる」等の話題は避けるべきである。また、食事のときは、ヒンズー教では左手が不浄の手とされているため、右手を使って食べなければならない。ネパール人の中には肉食主義の者も見受けられるため、会食の際は、あらかじめ確認しておく必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス

(1) 最近、旅券、トラベラーズ・チェック、クレジット・カード、現金等の盗難にあう日本人旅行者が多くなっている。特にバスの車中や市内の雑踏（タメルおよびニューロード）では、所持品に注意すること。夜間は、都市部を含め、野犬の群れが多く、危険なので、外出するときはできるだけ自動車を利用するほうがよい。

(2) 最近、ネパール人の中に、日本人観光客に対し市内を案内する等親切を装って接したうえで、日本入国のための査証取得が難しいので保証人になって欲しい旨依頼する者が数多くみられる。このような場合には、安易に承諾するのを避け、相手が何を目的として

いるのかを（不法就労が目的である場合が多い）十分考えて判断する必要がある。

健康上の留意事項

ネパールでは、肝炎、腸チフス、赤痢等が年間を通じて存在しており、特に雨期（6～9月）には、下痢等の症状に悩まされることが多くなる。これらの病気は生水等から感染するため、飲料水は必ず煮沸し過ぎたものを利用し、食べ物も熱を通した物を取る必要がある。ネパールの医療施設・技術は、いずれも満足できるものではないので、自らの健康管理については万全の心構えが必要である。

また、高地へ赴く場合、事前に高山病の対処・予防についての知識をもつことが必要。

緊急時の連絡先

（警察）

カトマンズ地区警察外事課 (Hanuman Dhoka)

Tel.2-11162

緊急指令所 (Police For Emergency: Bhrikutimandap)

Tel.2-26999, 2-26998

各所交番 (POLICEPOST)

Kathmandu Tel.2-22757

Patan Tel.5-21207, 5-21350

Pulchowk Tel.5-22151

Bhaktapur Tel.6-10284

（病院）

赤十字 (Ambulance Red Cross: Bhrikutimandap)

Tel.2-28094, 2-27532

教育病院 (Teaching Hospital: Maharajgunj)

Tel.4-12303, 4-12404

ビル病院 (Bir Hospital: Tundikhel) Tel.2-21119

パタン病院 (Patan Hospital: Lagan Khel)

Tel.5-22266, 5-22278

（消防）

消防団 (Fire Brigade)

主要都市においては共通 Tel.101

Kathmandu Tel.2-21177

Patan Tel.5-21111

Bhaktapur Tel.6-10049

緊急時の言葉

「泥棒」=チョール

「助けて」=グハル

「警察」=プラハリないしポリース

「救急車」=ア・カスミック

在外公館アドレス

●大使館

在ネパール大使館

Embassy of Japan, Panipokhari, Kathmandu, Nepal

(P.O.Box No.264)

Tel.4-14083, 4-14101, 4-10397, 4-13264

データ名：ネパール「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：7454

参照：10

ネパール「防犯の手引き」

安全マニュアル

平成4年10月1日

在ネパール日本国大使館

はじめに

このマニュアルは、ネパールに在住する邦人の皆様の安全確保に役立てる目的で、泥棒・空き巣等の一般犯罪、交通事故、あるいは緊急事態が発生した場合の対応等について記したもので、この国での生活を楽しく、実り多いものにする上で、何らかのお役に立てばと思っております。

なお、このマニュアルに書かれている内容にはネパール側との関係で機微な点がありますので、この取扱には呉々もご注意願います。

1. 基本的心構え

当国はこれまで比較的治安が良いとされてきましたが、昨年1990年4月の民主化以降、警察の治安維持機能の低下、並びに激しいインフレに伴う国民生活の窮乏化、高い失業率、極左共産グループの存在等もあって、治安も必ずしも安心できない状況にあり、特に92年4月には極左共産グループの呼びかけたゼネストに際し、死傷事件も発生しました。また、最近では一般刑事犯罪の増加とともに、特に外国人を専門に狙う犯罪グループ（主に空き巣、泥棒）も出始めており、より一層の注意が必要となっております。

このような状況の下では、各人が常日頃から安全対策についての問題意識を持ち、犯罪やゼネスト、抗議集会に際しての突発事件等に巻き込まれないように注意するとともに、相応の自衛措置を講ずる必要があると思われます。

(1) 安全に関する情報収集努力

自衛のためには、先ず安全のための情報収集が欠かせませんが、海外では日頃から現地の新聞、雑誌、テレビ、ラジオ（特に、緊急時のBBC、VOA、ラジオ・ジャパン等の国際放送は貴重なニュース・ソース）のニュースに注意する必要があります。

(2) 緊急時の連絡先の把握と日頃からの緊密な連絡

大使館、警察、病院等の緊急連絡先を承知しておくとともに、在留邦人間、特に近くに住まれる方々の間での緊密な連絡体制を確立しておく必要があります。

2. 一般防犯の手引き

(1) 泥棒、空き巣等の犯罪に対するの注意事項

イ、泥棒等が外部から侵入する場合は、居住者が寝静まった深夜に夜警等の隙を見て、窓から家屋内へ侵入するケースが多く見られます。したがって、窓に鉄格子を設置する他、扉の施錠を頑丈なものにしたり、防犯ベルを取付ける、番犬を飼う等の対策が必要です。

ロ、屋外灯、庭園灯はできるだけ明るくする。家屋に隣接し、2階へ上るのに都合の良いような木は切り倒し、家屋の内部からの見通しを良くしておくことが必要です。

ハ、夜警や門番が巡回を怠ったり、居眠りをしていないか等、時々チェックすることも必要です。

ニ、貴重品類は、施錠できる一室（例えば寝室など）に保管することが必要です。

ホ、使用人が泥棒の手引きをするケースもありますので、使用人を雇う際には身元、家族、友人等の調査を十分に行う必要があります。また、一時帰国等長期間家を空ける場合には、貴重品類は施錠した室内に保管する他、留守中知人に家屋の点検を依頼しておくことも大切です。なお、これまでの例で見ますと、同一地域で同種の事件が頻発する傾向がありますので、どの地域でどのような事件が起こっているか細心の注意を払う必要がありますので、日頃からこうした情報への関心を持っておくことが大切です。

(2) 強盗、殺人、誘拐等の凶悪犯罪

イ、幸いなことに、当国で邦人が凶悪犯罪に巻き込まれたような事例はまだありませんが、最近治安が徐々に悪くなってきていることもあり、夜間の一人歩きは避けるように心がけるべきです。

ロ、万一、強盗に押し入れられた場合には、逆らわずに沈着に対応することが大切です。

ハ、被害にあった場合、警察（後記4. 緊急連絡先記載参照）に連絡することとなりますが、当地警察の現状から見て、捜査への積極的な協力は残念ながら期待できません。したがって、私たち個人個人の普段よりの防犯努力が必要です。

(3) 交通事故

(a) 具体的注意事項

イ、当地の車両台数は、年々増加傾向にあり、それに伴い交通事故件数も増加しています。当地は道路が狭隘なうえ、車、自動車、バイク、リキシャ等が縦横無尽に走り回っている上、ヒンズー社会特有の現象ではあるが、牛が道路上をわがもの顔に歩いていることもあって、非常に車の運転が難しい環境にあります。

ロ、その上、当国の交通マナーは、歩行者、ドライバーとも悪く、邦人自らが運転する場合は細心の注意をもって運転する必要があります。また、現地人の運転手を雇う場合にも、スピードを出しすぎない、無理な追越しをしない等、安全運転につき日頃より指導する必要があります。

(b) 特に目につく留意点

イ、路上の牛、歩行者の車道への急な飛び出し、左右未確認のままの横断、自転車、オートバイの隊列を組んでの走行。

ロ、反対車線の車、自動車等による追越しのための中央線からはみ出し走行。

ハ、クラクションを気につけない歩行者、オートバイ、自転車。

2. 不幸にも事故を起こしてしまった場合、加害者は取り囲まれて危害を加えられることがあるので十分注意する必要がある。また、相手側から理不尽かつ法外な要求が持ち込まれることもしばしばあるので、事故処理には冷静かつ毅然とした態度で臨む必要があります。

3. 緊急事態に際しての心構え

(1) 緊急時に備え、必要最低限のものを一つのスーツ・ケース等にまとめておくとか、あるいは特定の場所に保管しておき、何時、いかなる場合でも迅速に持ち出せるよう心がけることが大切です。

(2) 旅券のほか、現金（外貨：米ドル、日本円等）を常に手許に用意しておくことも大切です。いざという時のためにオープンの航空券を所持しておくことも一つの方法でしょう。（フライト予約はその都度行う必要があります、また、随時変更がありますので、定期的にチェックする必要があります。）

(3) 物資の備蓄等

(a) 緊急事態が発生した場合、食料、飲料水、医薬品、燃料等が不足する事態が予想されますので、その場合に備えて個人、企業ともそれぞれの立場で非常用物資の備蓄に心掛けて下さい。

備蓄を必要とするものには、とりあえず次のようなものがあります。

イ、食料（米、調味料、缶詰、インスタント食品、水（ミネラル・ウォーター）、清涼飲料水等）

ロ、医薬品

ハ. 燃料 (ガソリン、灯油)

(b) 準備しておくべき日用品等

衣類 (洋服、下着、履物、手袋等)、トランジスター・ラジオ (短波放送受診可能なもの)、懐中電灯、ローソク、ライター、マッチ、缶切り、栓抜き、水筒、毛布、若干の食器、洗面用具等

また、これらについては、定期的に点検の上随時新しいものと交換しておくこと。

(4) 自動車の整備

平素より自動車の整備に万全を期しておくことはもちろん、燃料は常時十分に手当てしておき、更に予備タンクを備えておくことが望ましい。(なお、予備タンクの材質は金属性のものを使用すべきで、ポリエチレンタンクは危険ですので避けること。) また、自動車を持っていない方は、平素から自動車を持っている人 (近所の人を含む) と連絡を取り合い、必要な場合には同乗できるように依頼しておくこと。

(5) 大使館との連絡

大使館では、有事の際の在留邦人保護の為、各邦人組織代表と共同で安全対策連絡協議会を設立し、安全対策につき万全を期すべく努力しております。緊急時に連絡等に必要なので、大使館への在留届 (帰国届) 及び転居届は必ず行って下さい。また、本邦企業等の駐在員事務所は、出張者についての動静も常日頃から把握するとともに、緊急時には当該出張者の氏名を速やかに大使館に報告してください。

4. 緊急連絡先

(1) 日本大使館 (Panipokhari) 4-10397

4-13264

4-14101

4-10284

(2) 警察

イ. カトマンズ地区警察インターポールセクション (ハヌマンドカ) 2-11162

ロ. 緊急指令所 Plice for Emergency (Bhrikutimandap) 2-26999

2-26998

ハ. 各所交番 Police Post (Kathmandu) 2-22757

(Patan) 5-21207

(Pulchowk) 5-22151

(Bhaktapur) 6-10284

(3) 火災、消防

消防団 Fire Brigade (Kathmandu) 2-21177

(Patan) 5-21111

(Bhaktapur) 6-11049

(4) 病院、緊急時

イ. Ambulance Red Cross (赤十字) Bhrikutimandap 2-28094, 2-27532

ロ. Teaching Hospital (教育病院)

Emergency (Maharajgunj) 4-12808, 4-12303

ハ. Bir Hospital (ビル病院) Emergency (Tundikhel) 2-21119

ニ. Patan Hospital (パタン病院) Emergency (Lagankhel) 5-22278, 5-22266

(了)

データ名：パキスタン【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：9918

参照：12

パキスタン【安全の基礎】

パキスタン・イスラム共和国

Islamic Republic of Pakistan

(注) 1994年1月15日現在、パキスタンのシンド州内陸部には渡航自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

日本人がパキスタンに入国するには査証が必要である。したがって、パキスタンの在外公館で事前に査証を取得しなければならない。

●出入国審査

次のような場合はパキスタンへの入国を拒否される。

有効な旅券と必要な査証を持っていない場合、精神障害者、伝染病罹病者、外国で強制送還の判決を受けたことがある者、パキスタン政府の特別の命令により入管が入国を禁止する場合。

●外貨申告

外貨（現金、トラベラーズ・チェックを問わず）の持ち込みおよび持ち出しの制限はなく、入国時における手持ち外貨の申告は特定な場合を除き必要としない。

パキスタン・ルピーの外貨（米ドル）への換金は、持ち込んだ外貨を銀行でパキスタン・ルピーに換金した際に発給される換金証明書があれば換金額の範囲で可能。

円貨（現金、トラベラーズ・チェック）のパキスタン・ルピー貨への換金は、カラチの東京銀行支店およびイスラマバードの Grindlays Bank, Habib Bank 等外為銀行で、また American Express 発行の円建てトラベラーズ・チェックであれば American Express でパキスタン・ルピー貨に換金できる。ただし、一般的には米貨からの換金が容易であるので米ドルを準備して入国するほうがよい。なお、パキスタン通貨の持ち出しおよび持ち込みは1人当たり100パキスタン・ルピーまでとなっている。

●通関

持ち込み・持ち出し禁止品目は、わいせつ物、麻薬、各種武器、アルコール飲料などである。特に麻薬類、銃器類（北西辺境州で路上の商人が土産物として勧める一見玩具のように見えるペン型ピストルを含む）の不法所持には厳しい刑事罰が科せられるので注意を要する。

骨董品（ガンダーラ仏教美術品等）は持ち出し禁止品目となっている。カーペットについては合計額が7万5000パキスタン・ルピーまでであれば土産物として持ち帰ることができるが、入国時に購入額に相当する外貨を所持していることをあらかじめ申告しておく必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

パキスタンに1カ月以上滞在する人は、空港イミグレーション・カウンターで Form "C" を受領し、同書携行のうえ1カ月以内に最寄りの警察本部外国人登録課（Foreigners

Registration Office) に登録する必要がある。出国時には登録した登録局（旅行者は他地域の登録局からでも可となっているが、通信事情等が悪いため努めて同じ局からのほうがよい）から出国許可証（Travel Permit）を取得し、空港で出入国管理官に提出する。

●旅行制限

トライバル・エリア（部族地域）および国境10キロ以内の地域、アーザード・カシミール地域、クエッタと幹線道路を除くバルチスタン州全域等が旅行制限地域となっている。これらの地域へ立ち入るためには、内務省の許可が必要。また、トレッキングのルートについても立ち入り制限地域（シアチン氷河地域等）があり、かつ、これらの制限地域はたびたび変更されるので、事前に在日パキスタン大使館あるいはイスラマバードの観光局（Tourism Division）で確認すること。

さらにシンド州内陸部は特に治安が悪いので、日本大使館および総領事館として日本人の入域は控えるよう勧告している。なお、外国人が入域する場合はカラチの警察本部外国人登録課（Foreigners Registration Office）において旅行許可証を取得することが義務づけられている。

インダス川下りには観光省の許可を要するが、流域の治安関係で許可が出てきわめて限定的である。

●写真撮影の制限

港湾、橋、鉄道、空港、軍事施設などの写真撮影は国防上の理由で禁止されている。また、女性、特にブルカと称する布をかぶっている女性の撮影は慎むこと。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

北西辺境州、特にカイバル区等の北部部族地区では容易に麻薬を入手でき、またパキスタン人から購入を勧められることがあるが、パキスタン政府は国内における麻薬密売の取り締まりにもっと厳格にあたるべきとの諸外国の圧力を背景に、政府は1993年9月に、麻薬密売に関与した者に対するこれまでの最低2年最高終身刑から、財産の没収を含む最低5年最高死刑へと麻薬取締法を改正した（外国人も当然ながらこの改正法の適用を受けることとなる）。

●治安維持

治安維持に対する取り締まりは厳重で、違反者に対する罰則には次のようなものがある。

治安の妨害（扇動）を行った場合は禁固刑または罰金。暴動を誘発するような挑発行為を行った場合は1年の禁固刑または罰金。治安を乱すような乱闘行為を行った場合は1カ月の禁固刑または100パキスタン・ルピーの罰金。

●その他特殊取締

国家の保全あるいはパキスタン政府および政府高官に対する反抗行為には、次のように厳しい罰則がある。

パキスタン国家に対する違反行為を行った場合は死刑、禁固刑または罰金。大統領あるいは政府高官に対する暴行行為を行った場合は7年の禁固刑または罰金。その他、強姦または売春に対する罰則は公共の場所（一般公開）で投石による死刑、もしくは100回の鞭打ち刑等。

仏像等の骨董品の国外不法持ち出しおよび拳銃の不法所持は、パキスタンの法律で禁じられている。

なお、骨董品の国外不法持ち出しをはかった場合は、当該物品の没収および10年以下の禁固刑および同物品の価値の10倍以下の額の罰金刑の併科、場合によっては鞭打ち刑の追

加となっている。拳銃（ペンシル型ピストルを含む）の不法所持の場合は、7年以下の懲役刑もしくは罰金刑または両刑の併科となっている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

パキстанはイスラム教国の中でも政府がイスラム化を積極的に進めている国なので、公共の場では次のような事項に十分注意すること。

各地にあるモスク（イスラム教寺院）境内を参観する際には、靴を脱ぐとともに神聖さを汚さないよう行動に気をつける。イスラムの風習では女性の一人歩きは好ましくないとされていること、肌をあらわに出すような服装ではなるべく外出しないこと、さらに安全のために女性の単独行動はなるべく避けること。飲酒は禁じられており酒類は市販されていない。また、酒類の持ち込みも規則上は禁止されている（ただし、一部高級ホテルに滞在中の外国人は、ホテルでの許可手続を経れば、自室内でたしなむことを条件に酒類を購入できる）。

安全のためのひとくちアドバイス

デモ、騒じょうが発生している地域がある場合には、可能な限りその地域には近寄らないこと。またその地域に居住していたり、やむを得ない事情によりその地域に立ち入る必要がある場合には、パキスタン政府当局の発表する情報、大使館または総領事館の意見等を聞いて慎重に行動し、混乱に巻き込まれないよう注意する。

見知らぬパキスタン人が観光案内をしてあげるなどと親しげに話しかけてきて、p氓/乗じて、あるいは睡眠薬入りの飲料を飲ませて所持品を盗んだり、警官であると詐称し所持品の検査をするふりをして現金を抜き取る等の観光客、特に日本人を標的にした盗難事件が発生しているので、所持品の管理には十分注意すること。またカラチ、ラウルピンディ等都市部で路上の車中から“Police”と呼び止め旅券を調べるp氓/現金や貴重品を盗むといった事件も発生している。さらに最近、カラチ、ラホール等の主要都市部で銀行が白昼武装強盗に襲われて死傷者が多数出るような事件も数多く発生しているほか、旅行者を白昼銃で脅かし金品を強奪する事件も多発しているので特に注意する必要がある。

シンド州内陸部ではダコイトと呼ばれる武装強盗集団による強奪・誘拐事件が依然として発生しているので、同州内陸部へは立ち入らないようにすること。また、目的地への移動には可能な限り陸路を避け、空路を利用することが望ましい。やむを得ない事情で内陸部へ入る場合には、事前に必ず警察本部外国人登録課のDSP (Deputy Superintendent, Police) から旅行許可証を取得しなければならない。また、その際在カラチ総領事館に旅行日程を通報すること。

健康上の留意事項

全般的に上下水道が未整備であり、また保守が行き届いていないため、水道および井戸水の中にウイルス、細菌、アメーバ、その他の原虫類、寄生虫卵等が常時混入していると言われていたので、そのまま飲料水として使用することは危険である。都市部ではミネラル・ウォーターがマーケットで販売されているので、旅行者はそれを購入して飲料に供すること。またホテルやレストランで出される水も十分煮沸されていない場合が多いので、ミネラル・ウォーターを注文するほうが安全である。

経口伝染病として、コレラ、赤痢、腸チフス、その他の細菌性食中毒、ウイルス性肝炎（A型、B型）、ウイルス性胃腸炎等がある。また破傷風、狂犬病等接触感染の病気、さらにマラリアもあるので、予防手段があるものについては可能な限り渡航前に接種等の処置を行っておくことが望ましい。

5月および6月には、内陸部で日中の気温が摂氏40度を超す猛暑が続き、日射病による死亡者も毎年出ているので、旅行者は日中の行動に無理がないよう注意する必要がある。

都市部にある主要医療機関でも日本のレベルに比べて信頼に欠け、また日本製医薬品の入手も困難である。したがって、長期滞在予定者は事前の対策として日本で健康診断を受け、慢性疾患のある場合は医師の指導のもとに必要な医薬品を持参するとよい。

幼児の定期予防接種は現地でも受けることはできるが、日本で完了させてから同行するほうが賢明である。

緊急時の連絡先

●イスラマバード

(病院)

Pakistan Institute of Medical Sciences (イ

スラマバード総合病院) Tel.859511~19

Polyclinic (Federal Government Services Hospital)

Tel.810511

Islamabad Private Hospital Tel.212350, 212351

(警察) Tel.823333, 15

(火災) Tel.827222

(救急車) Tel.115,511

●カラチ

(病院)

Agha Khan Hospital Tel.4930051

Mid East Hospital Tel.5691272~5

(警察) Tel.15,2412222

(火災) Tel.16,7724891~2

(救急車) Tel.7210500

●ペシャワール

(病院)

Khyber Medical Hospital Tel.40324,115

Lady Reading Hospital Tel.214213

(警察) Tel.213333,213222

(火災)

市内 Tel.64279

カント Tel.279074

大学地区 Tel.41405,41060

●ラホール

(病院)

Ganga Ram Hospital Tel.6362152~54

Sheikh Zaid Hospital Tel.865731~37

Maya Hospital Tel.310130~9

(警察) Tel.15

(火災) Tel.310354,370256

(救急車) Tel.304702,304703

●ラワルピンディ

(病院)

Military Hospital Tel.561-34193~94

Holy Family Hospital Tel.11377,413794~97

(警察) Tel.563333,562222,567445

(火災) Tel.70565,840711,70222

(救急車) Tel.115,554678

緊急時の言葉

(ウルドゥ語)

「泥棒」 = チョウル

「助けて」 = パチャオー

「火事だ」 = アーグ

「警察」 = ポリース

「パトカー」 = ポリース・ガーリー

「救急車」 = アンビランス

「病院」 = ハスパタール

「警察を呼んでくれ」 = ポリース・ブラオー

「病院へ連れていってくれ」 = ハスパタール・パホンチャードー

在外公館アドレス

●大使館

在パキスタン大使館

Embassy of Japan, Plot No.53-70, Ramna 5/4, Diplomatic Enclave 1,
Islamabad, Pakistan

Tel.219721 (代表)

●総領事館

在カラチ総領事館

Consulate-General of Japan, 233, Raja Ghazanfar Ali Khan Road, E. I.
Lines, Karachi, Pakistan

Tel.5681331,5681332

データ名：パキスタン「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：21466
参照：8

パキスタン「防犯の手引き」
防犯の手引き

平成5年3月1日
在パキスタン日本国大使館

はしがき

私たち日本人が海外で生活する機会がますます増えていますが、このような状況のもとで、最近日本人が海外で犯罪に巻き込まれる例が大変増えているという現実があります。よく言われるように安全はただでは買えません。犯罪に巻き込まれないためには、それなりの対策が必要です。この冊子は、主として大使館管轄区域に在住している日本人の方々を念頭に、パキスタンにおける犯罪の状況や傾向にも触れつつ、皆様が安全にパキスタンで生活する上において少しでもお役に立てればとの趣旨で作成したものです。この冊子をより役に立つものとするため、皆様方の日常の体験等で得た安全に生活するための方策やご意見等がありましたら、是非大使館までお寄せ下さい。

目次

1. パキスタンにおける犯罪
 - (1) 概要
 - (2) 犯罪に対する防衛策
 - (イ) 窃盗
 - (ロ) 自動車泥棒
 - (ハ) 殺人・強盗
 - (ニ) 誘拐・拉致
 - (ホ) 婦女暴行
 - (ヘ) 爆弾爆発
2. 政治問題・抗争に伴うデモ・騒擾事件
 - (1) 最近起きた事例
 - (2) 普段の心構えと備え
 - (3) 緊急事態発生時の行動
3. 緊急連絡先

1. パキスタンにおける犯罪
 - (1) 概要

パキスタンでは殺人、傷害、強盗、窃盗、婦女暴行等に加え、人為的な爆弾事件とそれに伴う人身の殺傷、組織化された集団による営利誘拐、武装集団による金品強奪等を目的とした自家用車やその他の交通機関への襲撃事件等、その発生件数においても、またその特異性においても日本とはかなり異なるものがあります。

その一つとして、北西辺境州の部族地区（アフガニスタンと国境を接するモハマンド管区、カイバル管区、バジョール管区等パキスタン中央政府の行政から独立した地区）で、しばしば発生する部族間抗争に伴う規模の大きい殺人、傷害事件、更には同部族地区で生産されている大量の麻薬の売買に携わる密輸組織の暗躍が挙げられます。

その二として、シンド州内陸部においては、地主等の地域有力者の庇護のもとにあると言われるダコイト（強盗団）が、1992年5月末より開始された軍隊による討伐作戦にも拘らず跳梁しており、彼らが引き起こす誘拐、村落襲撃、車阿・列車襲撃等の事件が依然として多発しています。

現在までのところ、パンジャブ州及び北西辺境州では、ダコイトによる事件はシンド州に比して多いとは言えませんが、シンド州における軍の作戦で追い詰められたダコイトが、パンジャブ州及び北西辺境州に逃げ込み、新たな犯罪多発状況を醸成しつつあるとの情報もあります。

外国人が、ダコイトにより拉致・誘拐された最近の事件としては、1991年3月末に日本人学生3名がパンジャブ州とシンド州の境にあるグドゥー堰堤付近で拉致された事件、同年5月中国人技術者3名がシンド州内陸部ダドゥ付近で誘拐された事件、同年4月スウェーデン人技術者が誘拐され、追跡中の警察当局とダコイトとの銃撃戦で銃弾に当たり死亡した事件が発生しています。

その三として、インドの諜報機関RAW (Research and Analysis Wing) が、パキスタン国内ヒンディー教徒、MQM (Mohajir Qaumi Movement/注1)、あるいはシンド州分離独立を掲げる過激派を教唆し、特にシンド州を中心としたパキスタン国内の不安定要因を扇動しているとの報告もあります。

(注1) ムハーシル民族運動：1947年パキスタンが英領インドより独立した際、インドより主としてシンド州に移住、定着したイスラム教徒（ムハーシル）の権利擁護を目的とする民族政党。

その四として、イスラム原理主義グループの活動を挙げることができます。湾岸戦争の際には北西辺境州のペシャワール所在の国連事務所を始め、欧米のNGO事務所が、このグループに襲われ被害を受けるとともに、国際機関勤務の現地職員が殺害されたり、襲撃される事件も発生しました。

その五として、当国ではイスラム教スンニ派とシーア派との対立抗争が頻繁にあり、両者の間に多数の死者や負傷者がでる事件が毎年各地で発生しています。

例えば、1992年5月初旬に北方地域のギルギットで起きたスンニ派とシーア派の乱闘においては10数名が死亡し、多数の負傷者がでました。この事件では、ギルギットが観光地であったため、多数の外国人が事件に巻き込まれる危険がありました。

また、民族に絡む最近の大きな事件としては、1993年1月末シンド州ハイデラバードのホテル前で、バングラデシュに居住するビハール人のパキスタンへの帰還に反対するシンド人により仕掛けられたと見られる爆弾テロで9名が死亡、多数の負傷者が出る事件が発生しています。

犯罪の傾向

パンジャブ州及び北西辺境州で過去3年間に起きた各種犯罪事件の数は次の通りです。
(当地警備会社提供資料)

	パンジャブ州			北西辺境州			両州合計			
	1990	1991	1992	1990	1991	1992	1990	1991	1992	
爆発	総件数	183	167	151	163	153	122	346	320	273
	死亡	86	110	99	64	73	66	150	183	165
	負傷	137	153	145	95	80	119	232	233	264
殺人	2754	2718	2641	1466	1176	1514	4220	3894	4155	
誘拐	3087	3070	2864	729	742	709	3816	3812	3573	
強盗	3953	3850	3872	2807	2829	3024	6760	6679	6896	

窃盗	3591	3563	3870	2176	2252	2752	5767	5815	6622
婦女暴行	2135	2069	1914	611	656	654	2746	2725	2568

(イ) 爆発事故の過去3年間の年平均発生件数、及び右による死亡者並びに負傷者数はパンジャブ州でそれぞれ167件、98人、145人、北西辺境州で146件、68人、98人となっています。

(ロ) 誘拐事件については、年平均パンジャブ州で3,007件(日に平均8件強)、北西辺境州では727件(日に2件)で発生しています。

なお、上述の爆発事件や殺人事件のうち、どの程度、テロ組織や反政府組織が関与していたかについては、多くの場合犯人が捕まらないこともあり、種々の推測があるのみで正確な数字の把握は困難ですが、これら組織の関与は否定し切れません。

(2) 犯罪に対する防衛策

(イ) 窃盗

当国においては、窃盗は日常茶飯事です。在留邦人が被害に遭う場合は、殆ど使用人(掃除人、ベアラー(雑役係)料理人、門番等)の手引きによるものですが、外部からの来訪者、例えば電気メーターの検針人、電話修理人、プランパー(台所や洗面所の配管修理人)等による被害にも注意する必要があります。

特に、家人が留守中に侵入してくる例が殆どで、家人が在宅しているにも拘らず家屋に侵入してくる例はまれと思われ。留守中に被害を受けた例でも夜間に多く事件が発生しており、犯人側も家人が留守であることを事前に調べているものと思われ。

最近イスラマバードで立て続けに起きた在留邦人の被害についても、家人が外国へ休暇等の不在中に起っています。

対策1. 使用人が立ち入ることが出来ない部屋を一室(例えば主寝室)確保して貴重品を鍵の掛かる引出等に保管し、かつその部屋を使用しないときは、日中と言えども必ず施錠しておく。

対策2. 修理人が家に入る場合には、必ず自分か家族が作業が終わるまで立ち会う。

対策3. 勤務する事務所等が防犯面で安全である場合には、危険を分散するため、貴重品を事務所の金庫等通常のキャビネットより堅固ものに保管しておくのも一案。

対策4. 絵画や民芸品を戸別販売している行商人は家の中に入れず、外で対応する。

対策5. 就寝前や家を空ける際には、必ず窓や外との出入口の施錠を確認することは当然として、鍵の管理についても使用人が安易に手を触れることができない場所に保管する。

(これは、使用人が鍵の複製を行う可能性があるため、そのような機会を与えないよう留意するという意味です。)

対策6. 掃除人が外に通じる窓ガラスを掃除した際などは、後刻内側からの施錠状況を必ず確認し、また普段より窓等の鍵の損傷状況を調べて、必要のあるものについては直ちに修理しておく。

対策7. 玄関の鍵については、前任者の家を引き継ぐ場合を除き、入居の際新しい錠前と交換することが望ましい。自分が入居する家に以前どのような人物が入居していたかが問題であり、鍵を複製していたり、あるいは家主に全て返却せずに退去している可能性もある。

対策8. 費用はかかるが、信用のおける警備会社と24時間体制の警備員派遣の契約を結ぶのも一案。

(ロ) 自動車泥棒

ある資料によりますと、パンジャブ州で発生している自動車盗難事件は、1991年=4172件、1992年=3655件(10月まで)となっています。

イスラマバードでは、幸いなことに未だ在留邦人が車の盗難にあった事例は報告されていませんが、市警察当局によりますとイスラマバード市内で1992年に発生した自動車盗難事件は41件となっており、また最近ペシャワール市内の著名な病院の構内で、同病院に勤務する医師の車が白昼立て続けに盗難にあったとの報道がありました。

対策1. 当国では比較的安い賃金で運転手を雇うことができるので、運転手を雇い、車の見張り番として役立てる。

対策2. 家屋敷地内に駐車させていても、ゲートの鍵は白昼と言えども必ず締めておく。

対策3. 自分で運転して外出した際には、通行人の目に付き易い場所に駐車する。

(ハ) 殺人・強盗

イスラマバード及びラホール地区で在留邦人が強盗や殺人にあった事例はありませんが、不幸なことに1992年6月にペシャワール市の住宅街で、国際機関に勤務する邦人男性が、自宅の敷地内で何者かに銃で撃たれ死亡する事件が発生しています。

当国では、許可書を有しない者の銃器の所持を禁じていますが、警察の取締にも拘らず銃器の不法所持者が後を絶たず、強盗と言えれば必ず短銃等を所持しているのが普通です。

1992年10月及び11月にパンジャブ州及び北西辺境州で発生した殺人事件の動機ないしは理由は次のとおりです。

殺人件数	パンジャブ州		北西辺境州	
	10月	11月	10月	11月
	236	219	141	139
殺人の理由				
個人的敵意	36%		41%	
政治的又は宗教的対立	21%		19%	
家族問題	11%		0.7%	
テロ活動	0.8%		12%	
その他	24%		31%	

対策1. 仕事上の相手や個人的知己として接している人物との間に感情的なしこりを残さないよう旨く付き合う。

対策2. 事務所等で雇用している現地職員の威信を傷つけないよう旨く使用する。

対策3. 家庭で雇用している使用人を解雇する場合にも、可能な限り本人が納得する形で行い、恨みを残さないよう配慮する。

対策4. イスラム教につき、無神経に議論しないこと。

(ニ) 誘拐・拉致

パキスタンでは、誘拐・拉致事件が多発しています。しかし、誘拐犯には死刑を課すとの新しい法律が施行されたため、1992年には誘拐事件が対前年比で約3%減少したとの報告もあります。

誘拐の目的は、次のとおりです。

発生件数	パンジャブ州		北西辺境州		シンド州		バルチスタン州	
	10月	11月	10月	11月	10月	11月	10月	11月
	212	289	87	53	311	247	32	—
目的								
テロリスト	19%		10%		23%		—	
営利誘拐	20%		16%		12%		—	
親族間抗争	20%		18%		19%		—	

捜査中

40 %

56 %

46 %

—

在留邦人は、まず身代金目当ての誘拐に十分注意する必要があります。

また、当国においては上記データの項目にはできませんが、政治分野又は宗教分野で対立関係にある組織間で、誘拐合戦がしばしば行われているとの報告もあります。

対策1. 誘拐犯は、通常、目標とした人物の毎日の行動を観察した上で実行に移るので、自宅や事務所付近に不審な車が駐車していないか、又は普段見慣れない人物がうろついていないかに常に注意する。

対策2. 子供が対象となることもあるので、自宅の門前と言えども一人では絶対に遊ばせないこと。

対策3. 信号待ち等で停車したとき、突然ドアを開けられ襲われる危険もあるので、自動車のドアは必ずロックしておく。

対策4. 帰宅が遅くなった場合には、不用意に車からおりてゲートの鍵を自分で開けることは避け、夜警がいる場合には夜警に開けさせる。

止むを得ず自分で開ける際には、周囲に不審な者がいないか見極めた上で車より降りる。

(ホ) 婦女暴行 (強姦)

当国ではパンジャブ州のみで1990年から1992年の3年間の平均値で2039件となっています。国会でも婦女暴行事件の多さと警察当局のかかる事件への対応の怠慢さが問題になっているほどです。

1991年8月には、イスラマバードの住宅街で両親と住んでいた若い外国人女性が、夜間自宅で被害に会う事件が発生しています。

対策1. 警備員 (チョキダール) に対して、見知らぬ訪問者は不用意にゲート内に入れないよう指示を徹底する。

対策2. 見知らぬ訪問者への対応はゲートを挟んで行くか、又は警備員を介して行く。

対策3. 気候のよい時期又は暑い時期であっても、寝室等の窓を開けたまま就寝しないこと。たとえ安全と思われる2階の窓と言えども同様。

対策4. 電気メーター検針員等と偽称して屋内に侵入を試みる者もいるので、一人の時は玄関の鍵を開けないこと。

対策5. 市中と言えども夜間の女性の一人歩きは絶対にしないこと。また目立つ服装は避けること。

(ヘ) 爆弾爆発

1992年に起きた爆弾事件の目的ないしは原因に関するデータは以下のとおりです。

目的	パンジャブ州	北西辺境州	シンド州
テロ (政治的・宗教的・民族的要因)	17 %	9 %	15 %
個人的恨み	8 %	21 %	4 %
事故	3 %	6 %	5 %
(捜査中)	72 %	64 %	76 %

因に1991年から92年の間にイスラマバード/ラワルピンディ首都圏で起きた爆弾事件は11件で、死者23名、負傷者は96名に上っています。

対策1. 公共交通機関に爆弾が仕掛けられる事例が多いので、可能な限り現地の交通機関には乗らない。

対策2. 映画館等大衆が集まる場所での事件も多いので、そのような場所には近寄らない。

対策3. 露店の野菜マーケット等で発生している例もあるので、目的の買い物が済んだら速やかに引き揚げる。

対策4. 自分が日常使用する車についても、異物が装填されていないか毎朝点検する。

2. 政治的問題・抗争に伴うデモ・騒擾事件

(1) 最近起きた事例

(イ) 1992年12月に、インドにおけるヒンドゥー教徒によるイスラム教寺院の破壊事件に対する抗議集会やデモが全国各地で行われましたが、イスラマバードにおいても、熱狂的なイスラム教徒数百人がインド大使館を目指して押しかけ、これを阻止しようとした警官隊と衝突、インド大使館に通じる道路に面した日本大使館の構内にも警官隊が発射した催涙弾やデモ隊の投石が飛び込む事件が発生しています。

(ロ) 当国においては、与党と野党との先鋭な対立のため、1992年11月には、ブットー元首相が率いる野党パキスタン人民党(PPP)が中心となった大規模な反政府デモが首都圏で行われ、イスラマバード市内は戒厳令並みの警戒体制が敷かれたにも拘らず、市内各所で警備に当たる民兵や警察官とデモ隊とが衝突して多数の負傷者や逮捕者がでる事態が発生しています。

対策1. 特に規模の大きいデモや集会が予定されているときには、市内の各所に警官や民兵が予め配置されるので、何かあることが予知できる。このような状況を目にしたときは、警官隊配備の目的を速やかに調査し、危険が少しでも予測される場合には、該当地域に近寄らない。

また、気になることがあれば、大使館領事班に照会する。

対策2. 如何なる場合にも興味本意で警官隊とデモ隊の衝突現場に近づき、見物するようなことはしない。

対策3. 家族がいる場合には速やかに連絡をとり、無用な外出等避けさせる。

(必要に応じて大使館にも連絡して下さい。)

(2) 普段の心構えと備え

対策1. 新聞にはよく目を通して、治安の動向に影響を与えると思われる国内問題や国際問題は注意深くフォローする。

対策2. 英字紙には報道されていない治安関連情報や反政府団体あるいは宗教団体の動きがウルドゥ語紙に報じられている場合も多々あるので、会社の事務所等では毎朝現地職員にウルドゥ語紙に目を通させ報告させる。

対策3. 時間があれば、夜7時に放送されるパキスタンTV(PTV)の英語によるニュースを聞くようにする。

(なお、シャリマール・テレビジョン・ネットワーク(STN)で中継放送されている米国のCNN放送も有用です。)

対策4. 騒擾事件や政変により治安が急激に悪化して、食料や日用品を買いに行けなくなる事態に備えて、少なくとも1~2週間分の必要物資の備蓄を心掛ける。

(3) 緊急事態発生時の行動

(イ) 不幸にして緊急事態が発生して、当国在留の邦人の皆様の身に危害や危険が及ぶ可能性が予測される場合には、その危険の程度に応じて、大使館より「引揚勧奨」あるいは「引揚勧告」が行われます。

(ロ) 大使館では、緊急事態発生時の大使館と在留邦人との迅速な連絡を確保するため

、イスラマバード、ラホール及びペシャワール在住の皆様を網羅した「緊急電話連絡網」を作成しています。

この連絡網による大使館からの情報の伝達は、通常、連絡の基幹となって協力いただいている邦人企業の代表者等を経由して行われています。緊急事態が発生した場合には、単独の判断で行動することは避け、この連絡網を利用して情報を共有しながら的確な状況を把握した上で行動を起こすとともに、本人や家族の行動や動静を大使館に連絡していただくことも肝要です。

これらの連絡は、大使館が在留邦人の皆様の安全状況と動静を正確に把握し、引揚勧告等の措置が取られる際の大使館の援護活動を迅速に行う上からも重要な情報となります。

(ハ) イスラマバード地区について、電話が不通となった際の大使館からの連絡は、簡易無線通信機を使用して一斉に行われますので、この連絡を受信するため各邦人企業駐在事務所に設置されている無線機は、常時受信状態にセットしておいて下さい。

(ニ) 緊急事態が発生した際には、NHKの国際放送(ラジオ・ジャパン)が役立つこともありますので、受信状態の良い時間帯や周波数を常に把握しておくことも重要です。

(因に、1993年1月の段階では、当地時間午前7時に始まるアジア大陸向けの17835KHz及び南アジア向けの17845KHzで放送されている日本語放送の受信状態が良好です。なお季節により受信状態に変化がありますので、良好な受信状態を維持するためには、放送の途中でアナウンスされるアジア向け周波数をメモにとり、必要に応じ受信周波数を換える必要があります。)

3. 緊急連絡先一覧

(1) イスラマバード地区

(イ) 警察署

Emergency Call	Tel:15 又は 823333
Kohsar Police Station	812393 (E-7地区、F-6地区、F-7地区管轄)
Margalla Police Station	850340 (F-8地区、G-8地区、G-9地区管轄)
Golra Police Station	854025 (F-10地区、G-10地区管轄)
Aabpara Police Station	828265 (G-6地区、G-7地区管轄)

(ロ) 救急車

Edhi Foundation 115

(ハ) 救急車及び救急病院

イスラマバード総合病院 (所在地=G-8/3地区) Tel:859511~19
859521~29

Polyclinic (所在地=イスラバードG-6/2) Tel:511 又は 810511
(正式名称: Federal Government Services Hospital)

(ニ) 消防署

Islamabad Fire Brigades Tel:16、827222

(2) ラウルピンディ地区

(イ) 警察署

Emergency Call	Tel:562222、563333、567445
Cantt. Police Station	564760
Chaklala Police Station	562874
Kotwali Police Station	73473
Civil Lines	564073
Saddar Bairooni Police Station	564060
Satellite Town Police Station	840675

Ganj Mandi Police Station	72210
Banni Police Station	550390
Waris Khan Police Station	559619
City Police Station	70297
Pir Wadahi Police Station	863787
Race-Course Ground	563593
Tariqabad Police Station	585333

(ロ) 救急病院

Combined Military Hospital (所在地=Lalkurti, ラカルビ・ンデ・イ)	Tel:561-34049
Military Hospital (所在地=Peshawar Road, ラカルビ・ンデ・イ)	Tel:561-34193~94
Holy Family Hospital (所在地=Satellite Town, ラカルビ・ンデ・イ)	Tel:411377,413794~97

(ハ) 消防署

City Fire Brigades	Tel:16、70565
Cantt. Fire Brigades	70222
Satellite Town Fire Brigades	840711
Pir Wadahi Fire Brigades	860111

(3) ラホール地区

(イ) 警察署

Emergency Call	Tel:15
Civil Lines Police Station	6361260
Tibbi City Police Station	310319
Gulberg Police Station	871380
Old Anarkali Police Station	234639
Cantt. Police Station	311070
Icehra Police Station	410086
Qila Gujar Singh Police Station	6364345
Allama Iqbal Town Police Station	440034
Rang Mahal Police Station	251088
Mochi Gate Police Station	244420

(ロ) 救急車

304702、304703

(ハ) 救急病院

Sheikh Zaid Hospital	865731~37
Ganga Ram Hospital	6362152~54
Mayo Hospital	310130~9
Services Hospital	488351~56

(ニ) 消防署

Cantonment Fire Brigades	370256
Centre (Town Hall) Fire Brigades	310565、310354

(4) ペシャワール地区

(イ) 警察署

Emergency Call	Tel:15、212222、213222、213333
University Town Police Station	40354
Dabgari Police Station	211751
Faqirabad Police Station	241134
Badabhir Police Station	30015
Nayatabad Police Station	811777
Hashtnagri Police Station	218115

(ロ) 救急車 115、214575

(ハ) 救急病院
Lady Reading Hospital 214213
Khyber Medical Hospital 40324、115

(ニ) 消防署
Cantt. Fire Brigades 279074
City Fire Brigades 64279
University Town Fire Brigades 41405、41060

(5) 在パキスタン日本国大使館
Plot No.53-70, Ramna 5/4, Diplomatic Enclave 1, Islamabad
電話：218063、218064、218065、218066、218067

あとがき

この小冊子とともに、「海外安全ハンドブック（アジア編）」（外務省監修 トラベルジャーナル編）、外務省領事移住部編「海外における脅迫事件対策Q&A」及び「海外における誘拐対策Q&A」をも合わせてお読みいただければ、より一層安全対策への知識が得られると思います。

データ名：●カラチ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：13855

参照：7

●カラチ「防犯の手引き」

安全な生活のために

平成4年10月1日
在カラチ日本国総領事館

安全な生活のために

はじめに

皆さん御承知の通り、当地の新聞に一日として、デモ、強盗、殺人、爆発事件等が載らない日はありません。

駐在中の皆さんはもとより、本邦御家族の方々も心配なことと思われまふ。幸いにして人命にかかわる被害は近年起っておりませんが、いつ災難に巻き込まれるか分からないといった不安は常にお持ちのことでしょう。

ところが、危険だからと言って家に閉じこもっていても、そもそもこちらにきた目的が達せられないでしょうし、また、御家族が精神的にも肉体的にもまいってしまうことでしょう。

やはり危険と上手につきあいながら、仕事をこなし、遊びもするというのが現在の我々にとっての大切な生き方ではないでしょうか。

ある日買物の最中にビルから落下物があって、その下敷きになってしまうとか、対向車が突然衝突してきたらそれは不運としか言いようがありません。そうした避けられないもの（運命というものかもしれませんが）は、甘受せざるを得ませんが、我々の力で何とかなるにもかかわらず、手をこまねいていたが故に苦い経験をしてしまうという事態だけは避けたいものです。

たとえば、泥棒が今夜の狙いをつけようとしていたとして、いつも夜寝込んでしまうおじいさんチョコキダールがいる家と制服を着用した警備員がいる家とを比較しては当然ながら前者の家を狙うに違いありません。こんなことは百も承知していながら、つい使用人を点検、指導することが面倒になり眠るのを許す、あるいは自分で隙を作っている御家庭が多いのではないのでしょうか。

ちょっとした時間と労力とお金をセキュリティのほうにまわすことで随分とリスクを減らすことができると思われまふ。

本パンフレットは主として当地に駐在されている方を対象に安全対策を記述しました。特定の状況を設定していないため、各位のすべてに当てはまるとは限りませんが、何らかの御参考となれば幸いです。また内容の一部にやや機微な点も含まれていますので取扱いには注意願います。

1. 生活態度

(1) 常に危険に気を配る。危険には何らかの兆候があるので、周囲の変化を見逃さないこと。

(2) 言葉こそが最も重要な意志伝達手段であることを十分に認識し、語学（特にウルドゥ語）の習得に努力し、最低限のサバイバル・レベルまで達すること。

(3) 努めてBBCやラジオ・ジャパンのニュースを聞く。

(4) 現地社会とその文化を尊重し、常に研究を怠らないこと。現地政府や現地従業員、女性との接し方、宗教問題、政治的課題はすべてセンシティブな問題であり、場合によ

では口に出すだけでタブーである。生半可な知識で話したり、冗談を言ったり、茶化したりしないこと。

2. 住居

(1) 立地条件等

主要道路、公演、スラムに面しておらず、かつ、道角に位置する家屋は避ける。単身者の場合、高級アパートが比較的安全である。その際、2または3階が好ましい。4階以上はエレベーターの使用が常態となり、故障や停電でエレベーターに閉じ込められる可能性がある。また、火災の際に飛び降りる等の脱出が困難である。

(2) 構造

(ア) 出入口は、なるべく少なくすること。すべての外界との出入り口に二重三重の鍵をつけること。窓にも同様、決して鍵のない窓を残さない。二階の窓などへのアクセス(立木等)を封じること。

(イ) 家の中にも鍵をつける。その際シリンダー状のものが望ましい。

(ウ) 塀は1.8m以上で上部には越えられないように有刺鉄線などを張っておく。

(3) 安全室の設置

(ア) 家の中にならず避難室を作る。通常は寝室がこれに当てられる。侵入者があればここへ全員型が待避し閉じこもる。寝室のドアは玄関と同じ程度の丈夫なものとし、鍵も2カ所以上とする。

(イ) 寝室に独立した電話を設置する。短波ラジオなども入れておく。

(ウ) 最悪の状況で侵入車に渡す現金(十万円相当ルピー)をしまっておく。

(4) 防御体制

(ア) 新しく入居する際は、主要な出入り口の鍵は新しいものに取替える。使用人を解雇した際にも取替える。

(イ) 玄関には3カ所の鍵をつける。その内の一つは不自然な姿勢を取らなければ開けられない位置(例えば膝の下などの低い位置)に取付けること。合鍵の数は確実に管理する。

(ウ) ドアには覗き穴、チェーン(20センチ以内、二重につければ効果的)をつける。

家族友人以外の他人がきた場合は原則的にチェーンを外さない。

(エ) 玄関は照明で明るくしておく。切れた電球はすぐ新品に換える。

(オ) 番犬を飼う。複数(一匹は屋内)がベター。訓練は現地の人が判らないよう日本語で行う。

(カ) 決して自分の家だけで孤立せず、常に近所の人と接触し、共同防犯体制を作る。

3. 電話

(ア) 電話の周囲にいつ何時電話がかかってきても記録がとれるよう、メモとペンを置いておく。

(イ) 警察、消防署など緊急連絡先の電話番号リストを壁の見えるところに張っておく。(付録の緊急連絡先参照)

4. 車両

(1) 運転

(ア) 現地警察やほかの車の運転手などと口論しない。相手がクラクションを鳴らすからといって、こちらも同調などしない。

(イ) 時差のある地域へ出張したときなどは、帰国後、一定の時間(時差が6時間以上あった場合には48時間)経過後でないと自分で運転しない。

(ウ) 必ずオール・リスクの保険をかける。

(エ)運転免許証、クレジットカード、家の鍵などは決して車の中に入れておかない。万一車が盗まれた場合、住所を知った犯人が今度は住宅を狙う可能性があるため、家の防備を固める。

(2) 運転手

運転手は身元のしっかりした、信頼性の高い者を時間をかけて選び育てる。尿検査等によりハシシーの常習者を排除する。

(3) 道路上での注意

(ア)誘拐やテロは家の周囲200mとオフィスの周囲200m位のごく狭い地域で発生することが多いので、特に注意する。

(イ)走行中はドアはすべてロックする。

(ウ)運転手による運転中も自分自身は新聞などを見ずに外界を注視する。また、オーディオに聞き入っていると、外の事件に気がつくのが遅れるので注意する。

(エ)道順をしばしば変え、出勤退社時間等も固定化しない。

(オ)前方に割り込んだり、横に並んだり、後をつけてくる車はすべて要注意。スピードを落とし先に行かせる。

(4) 駐車

(ア)スーパー等での買物の際は、建物から死角に入らない位置に駐車する。

(イ)短い間でもアタッシュケースなどを残したまま車を離れない。どうしても、貴重品を車内に置かなければならないときは、トランクの中の汚れた毛布の下に入れる。

(ウ)夜間は照明のあたる場所に駐車する。

(5) 事故

(ア)バンパー接触された程度の事故は事故とせず、そのような場合血相を変えて相手を非難したりせず、OK、OKと言って現場を離れる。

(イ)衝突事故の場合も相手を興奮させるほど非難せず直ちに警察に通報するとともに、後の処置をすべて保険会社に任せる。

(ウ)人身事故を起こしたときは、状況によっては群集に囲まれ、袋叩きにあう可能性もあるので、なるべく早く現場を離れ、警察に飛び込む。このような時、人道上の問題が絡むが、東南アジア地区ではかつて負傷者を病院へ運ぼうとした欧米人婦人が群集に撲殺されたことがあり、当地でも同様の危険がないとは云えない。

5. 非常事態対処

(1) 戦争、動乱

(ア)食糧、水を10日分を目安に備蓄する。食糧は缶詰や乾燥食品を中心に家で食べる分と携帯する物を人数分揃えておく。飲料水は一人一日約3リットルの飲料水が必要。

(イ)車の燃料は常に満タンにしておき、事態が切迫してきたならば、食事用の灯油は自動車用燃料の備蓄も必要となる。

(ウ)高性能のラジオ受信機を持ち日常BBC、ラジオ・ジャパン等の放送を聴く習慣をつける。

(エ)ナイフ(大小)、救急セット、懐中電灯、蝋燭、携帯燃料、毛布(薄手)、地図、コンパスなどをセットにしておく。

(オ)パスポート、現金、航空券など重要書類もセットにしておく。

(2) 不幸にして誘拐された場合

(ア)抵抗せず、無理な脱出を図らず、相手の指示に従う。

(イ)心臓病の薬など生命の保持に直結するものは早く先方に要求する。

(ウ)結果的に自分が不利になるような情報(自分や家族の弱点、企業の問題などは犯人

側に利用される) はなるべく喋べらない。ただし、家族の写真を見せるのは時として先方の同情を誘うことになり有効。

(エ)必ず解放されるとの信念のもとに、体調、精神状態の維持に努める。

(オ)万一警察などが踏み込み、撃ち合いとなったときは、被弾しないように物陰に隠れる、あるいはその場に伏せる。

(3) ハイジャック機に乗り合わせた場合

(ア)抵抗したり、犯人を刺激するような行動(急に立ち上がったたり)疑惑を招く行動(顔をじろじろ見たり、写真やメモをとったり)しない。

(イ)ハイジャック犯に話しかけてはならない。ましてやその心情や目的などを聞いてはならない。

(ウ)ハイジャック機が空港に止まっている間はいつ何時治安部隊や特殊部隊が乱入してくるかもしれない。撃ち合いが始まったら床に伏せること。

(エ)自分が解放されても、ハイジャックが継続中の場合は、一切情報をマスコミなどに喋ってはならない。人質にとられている人の運命を左右したり、また外部にいる犯人の仲間に攻撃される可能性もある。

(4) 暴動に直面した場合

車の中にとどまり、ゆっくり動かしながら、かつ少しでも早く群集から離れるか、それが不可能な場合、車を止め公共の建物の中に入る。公共の建物がない場合には、教会等の大きな建物を探す。建物の中に入ったら可能な限りドアや窓から遠ざかり、壁を背にして座る。また別の出口を探すよう努力する。

(5) 車両に火炎瓶が当たった場合

火炎瓶にあたった車両は映画のシーンとは違って普通爆発しないものである。窓を閉めて走行するには特に危険はない。また、それは30から40秒後には燃えつきる。

6. 盗難事件

<犯行要領>

(ア)グループ及び単独犯が歩行中の邦人に対し接近し、「ポリス!」と叫び車中からIDカード等を示して呼び止め、邦人が近づいたところを、いきなりバッグごとひったくる。旅券は足がつかないように走行中投げ捨てる。あるいは、ベレー帽を被り、警察の服装をして、助手席にピストルをちらつかせ、バッグの中身を点検する振りをして、素早く現金の一部を抜き取る。

(イ)車で走行中の邦人に対し、車を横付けし「ポリス!」と叫び停車させ、事後は上述(ア)と同様の手口を使う。

<対処要領>

当地治安機関は空港内を除き制服を着用していない者が尋問することを禁じているので呼び止められても無視をして通り過ぎる。車で近づかれたら、IDカード等には気をとられずに、貴重品の入ったバッグは相手の車からなるべく遠ざける。やむなくバッグをとられたら車にひきずられないよう、手からバッグを離し相手の車番号を記録する。

また、制服らしいものを着た者が呼び掛けてきたら、総領事館、或いは警察署で話をすよう言って、相手にバッグを渡さない。

7. PK751便に伴うトラブル

毎週金曜運行のPK751便(東京~北京~イスラマバード~カラチ)がイスラマバード~カラチ間で国内線に切替わることに伴うトラブルが続発している。

イスラマバード空港においてすべての乗客は入国手続を行うが、カラチ経由でそれ以外のアフリカや中東ヨーロッパへ向かうトランジット客には上陸印を押さないため、入管職

員がそうした乗客とカラチを目的地とする乗客とを混同するといった手違いが生じている。(カラチ入管が無印のカラチ来訪者に対し、イスラマバードへ戻って、上陸印を得るよう命じるといった事件が報道された。

上述より、同便利用の出張者等は以下の点に留意する必要がある。

(1) イスラマバード空港においてはカラチ以遠のトランジット客の列へ入らず、入管職員に必ず上陸印を押すよう要求する。

(2) カラチに1カ月以上の長期滞在する者は、Cフォームを、また別送荷物がある場合はAフォームをイスラマバード空港において必ず取得する(すべての乗客が荷物検査を受けるため1時間40分のトランジット時間ではきわめて慌しいものとなる)。

8. 査証関連邦人拘禁事件

2年前邦人旅行者が拘禁されたケースは次の通り。

北部の山岳地帯を旅行していた邦人が、天候不順のためのフライトに時間を要した上、列車で移動している内に、査証の滞在期限が切れ、カラチ到着後中央警察署へ出向いたところ、役所をたらいまわしにされた上、未決のままカラチ中央刑務所へ拘留され約1週間後の裁判で4,000ルピーの罰金、または2カ月の禁固が言い渡され、同人は罰金支払いの後釈放された。

同情すべき点もあるが、こういう土地柄においては、官憲に弱みを握られるような事は避けなければならない。

そのためには(1)計画には余裕を持つ(日本で査証を取得する際に十分な査証有効期間を申請する)。(2)万一査証期限をオーバーしてしまったら、必ず近隣公館へ報告し、決して警察へ直行しないことが肝要である。

その他一般的に注意すべき点として、旅行者、あるいは出張者が1カ月以上の滞在をするには1×1インチの写真3枚、パスポート及び空港で手交されたフォームを携行の上、中央警察署内の外国人登録所へ出頭しなければならない。また、出国の際には、出国許可証(TRAVEL PERMIT と呼ばれる)を上記外国人登録所から取得の上、空港イミグレーション・カウンターへ提出しなければならない。

*観光(TOURISM)査証取得者は出国地近隣の外国人登録所で出国許可証を取得できるが、商用(COMMERCIAL)査証で来た者は当初登録をした外国人登録所から出国許可証を取得しなければならない。例えば、カラチ中央警察署で登録した出張者が2カ月滞在后、イスラマバードから帰国する場合は、カラチ中央警察署で出国許可証を取得後、イスラマバードから出国しなければならない。

9. 付録

(1) サバイバルウルドゥ語

助けて。	パチャーオ
火事だ。	アーグ
泥棒だ。	チョウル
救急車	アンビランス
警察を呼んでくれ。	ポリース・ブラーオ
病院へ連れていってくれ。	ハスパタール・バフンチャー・ドー

(2) 緊急連絡先

総領事館	5681331/2		
警察	2412222	15	
消防署	7724891	16	
ガス	493488/2	爆弾処理班	7726455
アガカーン病院	420051/85	ミッドイースト病院	531272
救急車(エディ アンビュランス)			
ディフェンス/クリフトン地区	204800	205988	

PECHS地区 445393
KDA地区 423334

(3) 麻薬常習ドライバーの発見
上述アガカーン病院にて検査可能(ただし、朝一番の検尿が必要)
ドラッグ、マリファナ、ヘロイン各々につき 250ルピーの検査費を要する。

(4) 当地主要警備保障会社
平均一人当たり約 3,000ルピー/月(武装したガードマン2人による24時間交替制)
で、契約期間内の損害(契約者の家が盗難にあった場合等)については賠償の規定もある。

また、警報機器のサービスも行っている。

ア. SMS (セキュリティ マネージメント サービス) 社

電話 536112 536115

イ. プリンクス; フェニックス社

電話 2414102

(5) 海外安全のための参考書

ア. 海外安全ハンドブック外務省監修トラベルジャーナル編(日本人クラブに最新版を1冊配置)

各国の治安事情がコンパクトにまとめられており、出張や旅行前の準備に最適。

イ. 海外生活の危機管理 樋口健夫、容視子共著(実業之日本社)

海外生活体験にもとづく貴重な情報が満載。

ウ. 海外安全対策 須藤信彦(日本経済新聞社)

個人の生活防衛策から企業防衛策まで記述あり。

エ. 海外安全のための提言と施策への手引 海外安全研究委員会(日本在外企業協会)

企業防衛を主体に記述した理論書。

おわりに

私たちをとりまくカラチの現状が急速に改善される見込みのない限りは、自分の安全は自分で守らなければなりません。そのためには自分にとっての脅威は何かを見極め、自分なりの安全対策を練ることが必要と思われます。本パンフレットがそのための手助けとなれば幸いです。

また、皆さんからの助言、御意見、経験談をお寄せいただき、内容を一層充実したものにしたいと考えます。御協力のほどお願いいたします。改行キーを押して下さい

データ名：●カラチ「誘拐対策」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：15255

参照：6

●カラチ「誘拐対策」

誘拐防止対策マニュアル

平成2年12月1日
在カラチ日本国総領事館

1. 誘拐防止の基本的事項

(1) 誘拐には次のようなものがある。

(イ)これは強い信念に基づいて、自らの危険を顧みず実行するもので、最も危険性が高い。一般に老練、かつ有能なメンバーによって計画、実行が指導されることが多く、緻密な計画による大胆な行動が特徴である。

(ロ)プロの犯罪者による営利目的のもの

マフィヤや暴力団の資金稼ぎとして最近増えている。比較的実行が容易であり、かつ、経済効果が大きいと暴力団等にとっては魅力のあるものの一つである。

(ハ)狂言誘拐

(2) 犯人たちの誘拐実行までの行動

テロリストたちの作戦行動様式は、今日では世界共通で、ほぼ同一の手順を踏んでおり、突発的な作戦は極めて危険であるため、きちっとした計画を立てた上で実行している。その犯人たちの行動パターンを知って行動することは、自己防衛上極めて重要である。

(イ)計画準備

(a)彼らが誘拐、暗殺を行う場合、その対象者の行動の観察(ある時刻に何処にいるか)から始める。この調査は何日も、何週間も、場合によっては数か月もの間行われる。

(b)犯人たちが、対象者を選定する場合は通常10名くらいの候補者リストを作成し、その一人一人について次のような監視を行う。

I)対象者の生活、行動の調査、観察

II)住民、職場付近地域の徹底的な調査

III)家族(妻、子供、その他)の行動の特徴

IV)女中、運転手等の行動及び防衛手段の有無

(ロ)計画立案

(イ)の調査に基づき、犯人たちは対象者を選定し、計画を立てる。そしてその計画が正しいかを確認するため更に(イ)の調査を続ける。

(ハ)リハーサル

計画が出来上がっても、すぐには実行には移さず、綿密なリハーサルが行われ、犯人各自が誰の指示を受けなくても計画通り反射的に行動できるまで続けられる。

(3) 誘拐防止のための原則

テロリストからの攻撃に対する完全な防御策はあり得ないが、テログループが作戦を開始するために、緻密な観察調査といろいろな諸準備及び詳細な計画が必要であり、また相当の投資も必要で、この面からも失敗は許されないし、その上万一露見すれば、彼らの生命が危くなるので、彼ら自身はより慎重にならざるを得ない。従って彼らは、対象候補者に計画実行の困難な事情が存在すると、他の対象候補者に標的を移さざるを得なくなる。我々は心構え一つで常に難しい標的となりうるチャンスを持っており、テロリストたちが計画の段階で困難さを感じ、我々を諦めるようにしむけなければならない。

(イ)行動の不規則性

テロリストの作戦計画の第一歩は、誘拐候補者の一人一人について監視することから始

つまり、その候補者の行動が不規則で、時間的所在が正確につかめない場合、誘拐可能者のリストから抹消される。テロリスト側は常により安易な標的を求めており、困難な標的は除外される。従って、我々は自分の行動を知られてはならないのであり、時間、経路を変え同じ時間に同じ道を通らないようにし、規則的な行動は避けるべきである。過去の誘拐事例の対象者は、すべて規則的に行動していることが計画諸等に正確明瞭に記入されていた。

(ロ)身分、行動、スケジュールの秘匿

(a)特に旅行するような場合、切符の手配、ホテルの予約等、誰がするのが問題であり、自分ですか、或はスケジュールを知らせてもよい人物に依頼することである。

(b)可能な限り自分の行動は他人に秘匿しておく。

(c)出迎えも避け、タクシーを利用する。ホテルのチェック・インも可能な限り記入しないよう心掛ける。

(d)ネクタイをきちっとしめたビジネスマンの旅行は危険である。旅行は規則的、習慣的にならないように心掛け、ビジネスマンの服装は避ける。

(e)可能な限り不特定多数の人に顔をさらさない。(顔を知られない)

(f)会社の車を利用する場合でも、車に乗ってから自分の行き先を運転手に告げ、経路も交通量の多い方を選ぶ。

(ハ)備考、監視の発見

専門的な作戦の場合は、3人一組などの複数になって尾行、監視が行われることが多く、尾行の有無は自分のすぐ後と、その後、自分の横側の人の動きを見ればわかる。誰かが尾行していると思ったら、相手の特徴、特に歩き方に注意すべきである。また、自宅、事務所から外出する際には、窓から外部の状況を観察するなど、十分に注意を払うべきである。

(ニ)安全避難場所の設定

自宅やホテルから事務所までの経路についてどこに何があり、どこまでいけば安全な場所があるかを十分知っておかねばならない。何事もなく通行している場合であっても、怪しいと思ったら安全な場所(警察、軍施設、大きなホテル、病院、大使館、総領事館、公邸、政府機関等)に行くことである。

(ホ)異常現象に対する注意

常に警戒心と注意心を持ち、怪しいと思ったら何かをしなければならぬ。警戒や注意は本人が払うしかないのである。門を出るときは、周囲を見渡し、平常と変わった現象がないかに注意する。日頃ないところに車が駐車してないか、道路工事、電話工事にも十分気をつける。宝くじの売人、靴磨き、人夫等でも怪しいと思ったら質問することである。何でもない人間であれば翌日は来ないだろうし、監視人であれば翌日は遠く離れたところにいるであろう。警戒心が強いのをテロリストに認識させれば、それだけ彼らに対する危険が高いことを悟らせることになり、リストから外されることにもなろう。

(ヘ)自分で状況を支配

タクシーに乗る場合、横から来て乗車を勧める車は避け、白タクも避け、公認タクシーにだけ乗るようにする。タクシーの方から求めて来る車に乗るのではなく、こちらが選択して乗るべきである。ポーターもこたらが選ぶべきであり、相手の求めに応ずるべきではない。我々は状況に支配されるのではなく、状況を支配すべきである。

2. 誘拐防止の具体的方法

(1) 外出に際しての注意

(イ) 自宅、事務所から出る前

ブラインド、カーテンの隙間から外部の様子を観察し、一見何でもないが平素と違う事柄に注意する習慣を身につける。

(a) 道路工事、電話工事、人が中にある車両、誰かを待っている様子の人物等の位置を確認する。

(b) 遠近を問わず駐車中のトラック、マイクロバス、ピックアップの乗用車などあらゆる

る車に気をつける。たとえ人が見えなくても、隠れていて、車の中からこちらの行動を監視しているかもしれない。

(ロ)道路上

(a)自分で運転をしているときは勿論のこと、運転手付きであっても車の中で書類を読んだりせず、自分でも周囲の状況に注意する習慣をつけること。

(b)常に前者との間に、車一台分の距離を置くようにする。もしトラブルがあっても脱出しやすくなる。

(c)走行は常に最も早い安全スピードを保ち、道路は出来るだけ中央寄りを確保する。

(d)車の窓は必ず閉める。やむを得ない場合は少しだけ開け、ドアは必ずロックする。

(e)裏通りは出来るだけ避け、交通量の多い道路を選び、危険な地域に入らない。

(f)最も標的のなりやすいのは路上の一時停車であり、出来るだけ信号等が少なく、渋滞もない路線の選択が望ましい。

(g)常に後部の観察を怠らず、他車からの見張りに敏感になること。

(h)事務所、自宅に入るとき直接入らずに、一旦その周囲、一画を一回りし、翌日にはこれをとめてUターンして引き返したりして尾行点検を実施すること。

(ハ)外出時間、経路の変更

出勤、帰宅、外出が規則正しい時間で行われることは、犯人に絶好の材料を与える事になる。思い切った時間の変更も必要である。道順も出来るだけ変更する。

(ニ)車の変更

時々車を変える。またいつも乗っている車に誰か似た人に乗ってもらい、いつもの時間にいつものルートを通ってみる。この時この車を追尾し、他の尾行車がないかを確認する。これは定期的に行う必要がある。

(ホ)行動の秘匿

行動は徹底的に秘密にする。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にする。また行動予定を立てず、衝動的に行動する。

(ヘ)駐車の際の注意

(a)駐車する場合は、出来るだけ見えやすい場所を選定し、エンジンをかけたまま注意深く周囲を観察し、総じて安全であれば車に施錠して車から降りる。どんなに短時間でもかならずロックする。

(b)夜間の路上駐車は避ける。

(c)車両に乗車する際は、車を検査し、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうかを確認して乗車する。もし不審物件が発見されたときは、自らの手で触れることなく当局に届け出る。ブレーキの作動状況の確認も忘れない。

(2)事務所及び自宅の安全対策

日頃から、発生が予想される事案に基づいて的確な行動がとれるよう職員や家族で話し合っておくことが大切である。また、事案によっては、当国人宅に避難する方が安全な場合もあるので、隣家等と親密な関係を作っておくことも必要である。

(イ)玄関、出入口

(a)然るべき安全設備を施す。

(b)扉の鎖は必ず開けておき、来客、物売りや御用聞きなどの訪問者への対応の際には直ぐにドアを開けず、除き窓から相手を確認して、チェーン越しに話を行い、未知の者を家にいれない。

(c)鍵は事務所にあつては邦人、自宅にあつては家族の者だけが持ち、使用人には渡さない。

(d)インタビュー等の際を含め、不必要に自分、自宅、事務所等の写真を撮らせない。

(e)犯人は予めセールスマン、道路工夫、公共労働者、露天の売子等を装い、目標とするものについて事前調査を行うことが多いので、不審な場合は警察に通報する。

(ロ)緊急時の連絡

家族、使用人が緊急連絡先(警察、会社、友人宅、大使館)の電話番号を覚えておくか

、電話の側に掲示しておく。

(ハ)必要書類保管場所の明確化

事案発生に備え、必要書類(旅券、保険関係書類、所在国及び在日国及び在日の連絡リスト等)や医療関係記録(病歴、血液型、常備薬、持病、歯科医の記録等)を整理して家族等にわかるようにしておく。

(ニ)電話

(a)電話がかかって来たときは、相手が誰であるか確認したあとに話します。

(b)犯人は、誘拐対象者の声、或いは所在確認のため電話する場合があります。そのような場合は、相手の意図を挫く意味でも電話を切るべきである。

(c)電話番号及び自宅の住所は、あまり人に知られないように心掛ける。

(ホ)運転手及び使用人に対する教育

(a)運転手

I)運転中でも、停車中でも、常に周囲の状況の監視を怠らず、あらゆる現象から誘拐が行われそうであることを早めに察知するよう教育し、万一事件に直面した場合、敏速な行動がとれるよう訓練する。

II)運転手は絶対的に信頼する上司とは、事にあたって運命を共にする気構えがなければならず、危急の瞬間にもその持ち場を離れず、上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気を持ち合わせている人物であることが望ましい。

III)運転手には、ハンドルという武器を持っていることを忘れず、危険な状況下にあっても沈着に運転し、困難を切り抜けるよう教育しなければならない。

(b)家庭使用人

I)使用人に対しては、日頃から防犯意識の高揚を図り、訪問者の接待要領、電話の受領要領について、教育しておく必要がある。

II)自分の親族であっても主人の名前、職業、住所、家庭構成など言わせないようにする。

III)ドアの近くに箱、包物など不審なものが置いてあったり、発送人不明の郵便物、小包が届いたときは、直ちに主人に報告させる。

IV)家の回りに不審な男がうろついているときや、見慣れぬ車が長時間止まっていたり、しばしば止まっているとき、また、近くで工事を始めたり、準備をしたりしているときも報告させる。

V)出入り口の扉は内外を問わず完全に開けておく習慣をつけさせる。

(3)自動車で走行中の緊急対策

我々にとって、道路走行中が、最も危険なときである。場所は無限にあり、誰をどこで誘拐するか我々には全く不明であり、我々としては常に注意し、準備して犯人に思いとどまらず事が重要であり、同時に、危険に遭遇したときこれを事前に見抜き、回避しなければならない。走行中の対策は、運転者の判断行動が特に重要な鍵を握るので、よく指導し、訓練しておく必要がある。

(イ)監視のための尾行車

普通の場合、監視のための尾行は一台の車で後方からついてくることが多い。車には二人ぐらいが乗り、標的の行方、経路を調査したり、ガレージや住居の場所を確認したりする。このような場合、次のような対策をとる。

(a)一度経路を外して、尾行車を先行させ再び経路に戻る。

(b)赤信号を利用して進路を変え、尾行車を振り切るなどの努力をする。

(c)行き先を変更して近くの安全地域に向かう。

(ロ)攻撃のための尾行車

普通2台の車でそれぞれに二人以上が乗り込み、スピードを上げて後方至近に接近して来る。この場合は警笛等を鳴らすなどして直ちに誰かに知らせ、最大速度で近くの安全地域に進行する。また、前を走る車が特段の理由なく突然減速し、停車するような場合は、これらにつられて停車することなく、急ぎ追い抜くか、引き返す。

(ハ)誘拐のための待ち伏せ

普通2台の車で前方を閉鎖するか、前、後方からはさみ撃ちする形になる。このような場合には、車を動かし続けることが極めて重要である。停車すれば襲撃してくるので、閉ざされた経路を回避する方途を見つけることである。道路の中央を横切ったり、歩道に乗り上げたり、要は、絶対停車せず、全力でその場から遠ざかり、安全地帯へ逃げ込むことである。もし一撃が必要ななら外から回り込み、閉鎖している車に衝突させる。その衝撃でこちらの車が止まることはまずない。また後退したり、Uターンして現場から脱出する方法もある。

(二)強硬突破の方法

(a)行く手を障害物でブロックされた場合

やむを得ずこれらを突破する場合、ローギヤでアクセルを踏み込み、障害物を排除して走りつづける。

(b)2台の車にて進路を閉鎖された場合

この場合は停車、後退はせず、相手に向かって行くべきである。減速せず、むしろ急加速をして右または左側の障害車のどちらかに自己の車を衝突させる。この衝撃によって相手側に脅威を与えると共に、相手の車を除去せねばならず、そのため真正面より斜めにあたるのが有効である。この時重要なことは、逃げ道を実際に作ることであり、ブロックしている車を確実に除けるスピードまで加速し、衝突時には方向を失わないように、ハンドルをしっかりと握っておく。衝突を恐れるのが一般であるが、意識して衝突するときは車の中は案外安全なものである。ブロックされている場所まで、距離がある場合には、急停車、後退、またはUターンして逃げることを考える。またその際、ブロックしている車のどちらか側に歩道がある場合には、これに乗り上げて活路を確保すべきである。

(c)2台の車に追跡され追い付かれた場合

まず初めに、逃げるように見せかけて直ちに加速するが、その直後急ブレーキをかける。追突を避けるために左右のハンドルを切る。また、Uターンして追跡車を追い越させる。追跡車は驚きそのまま行ってしまう可能性がある。

(d)拳銃等の武器を持っている者に追跡された場合

1)最も効果的な方法の一つは、急ブレーキをかけ相手側に追突させることである。当方はトランクを損傷するが、相手側の車は操舵部及びモーター部を損傷するため、衝突後の逃げ切りには有利である。但し、追突時におけるむち打ち症防止のため、後頭部を座席の背もたれに密着させておく。

2)追跡され並行に並んだときが、停止を命じてくる瞬間であるが、それを無視し、直ちに接触、または衝突するぐらい左右にハンドルを切り、急ブレーキをかける。これは相手側を動転させ、同時に物的、肉体的損害を与え得る可能性がある。この急ブレーキ、急ハンドル、接触、衝突の音は、多数の人の注意を引き、多くの証人を作ることも意図している。相手側は、大衆の目を考慮して実行を中止する可能性がある。衝突に当たっては、相手の車を転倒させることまで考慮しておく。

(e)前方または斜めより発砲された場合

左右に急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行う。これは発砲のチャンスを与えないため、発砲者に度々その姿勢を変えさせるためである。最も効果的な方法は、相手側の車に直接衝突することである。

3. 誘拐されたときの心得

(1)一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には逃走を図らない。僅かな成功のチャンスしかないときに、大胆な行動をとることは、興奮した犯人たちによって殺される可能性がある。

(2)連行されるときは出来るだけ落ち着き、移動時間、方向、速度、距離を記憶し、道標、臭い、声、音を含むすべての下界の動きに注意すると共に、犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意し、釈放後、警察の犯人逮捕に協力する。

(3)犯人たちの誘拐後の取扱は野蛮、かつ粗略なものであり、また、抑留先は通常暗く

、狭く、汚いもので、眠り、洗い、体を動かすための設備は粗末なものである。犠牲者は捕らわれている間肉体的、精神的苦痛を受けるが、退廃を避けるために自己を大事にして、尊厳を失わないように努力すると共に、出された食物をなるべくよく食べ、独房の中ではあるが一定の体操を定期的に繰り返すことによって精神及び肉体の健康保持に努めること。

(4) 捉えられて孤独な状況におかれても、家族、関係者、所在地国当局、わが国官民などの多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、生還を信じ、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着の心掛け、情勢を有利に導くように努力する。

(5) 犯人は一見合理的な人柄に見えても、ノーマルな行動をするとは考えてはならない。

(6) 犯人の指示には出来るだけ従い、挑発したり、刺激しないようにし、特に肉体的争いは絶対しない。

(7) 犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。

(8) 犠牲者は家族や、関係者のとる措置について犯人たちと議論してはならない。

(9) 家族、友人、会社のことはなるべく話さない。が、家族の写真を常時身につけていて、これを犯人側に見せるのは先方の同情を誘い、時として効果的である。

データ名: バングラデシュ【安全の基礎】

ID: KAN00010

登録日付: 94/04/04

属性: テキスト

バイト: 6834

参照: 11

バングラデシュ【安全の基礎】

バングラデシュ人民共和国

People's Republic of Bangladesh

出入国時の留意事項

●査証

1989年1月から日本との間の査証免除取極が停止したことにより、入国に際してはその目的（観光、就労、永住、営利活動等）に合った査証をあらかじめ取得することが必要となっている。申請に関しては在日バングラデシュ大使館へ照会するのが一番確実である。

●出入国審査

入国時の旅券審査では、とりわけOCCUPATION（職業）と、ADDRESS IN BANGLADESH（滞在先）の欄、また出国時には、DATE OF LAST ARRIVAL（入国年月日）とEXPIRATION DATE OF VIS（査証有効期限）が入念に調べられる。

●外貨申告

来訪者は外貨の所持金が合計で5000米ドル以上の場合、外貨の申告が必要となる。外貨申告用紙（CURRENCY DECLARATION FORM）は入国審査を終了後、空港内のカウンターで入手できる。

国内で換金をする際には外貨申告用紙に、裏書き（または別に換金証明書を作成）してもらい、出国時に税関へ提出する。入国時に申告を怠ったために、出国時に外貨を没収されるケースがあるので注意したい。また、現地貨の持ち出しは原則として禁止されている。

。なお、出国の際、空港使用税として300タカ必要なので、その分を残しておく必要がある。

●通関

税関検査はたいへん厳しく、公用旅券所持者でも、すべての携行荷物を開け細かく調べられる。特に、電気製品等については、カメラ、ドライヤー（女性のみ）、ヒゲ剃り、携帯用ラジオカセット各1個を除き課税の対象とされる。旅行者の場合、課税対象の物品であっても、出国時に持ち出すことを条件に旅券への裏書きを行うことにより、免税持ち込みが可能になる場合がある。

出国時にも税関検査があり、荷物を開けるよう要求される。また、別送品がある場合、通関時に必要書類に別送品を記入のうえ税関のサインを得る必要があり、これを怠ると受け取りが困難となる。

滞在時の留意事項

●滞在届

外国人登録は必要ない。

●旅行制限

(1)チッタゴン丘陵地帯、(2)国境から5マイル以内の区域、(3)軍の施設がある区域は、入域制限地域に指定されており、入域のためには、内務省の事前許可が必要。間違って許

可なしで入域した場合は問題となるので注意を要する。

●写真撮影の制限

旅行制限の項に記載のある入域制限地域以外に、(1)空港・港湾施設、(2)発電所、(3)ラジオ・テレビ局、(4)電電公社の写真撮影は禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

医療研究等を目的として特別な許可を受けた者以外、麻薬の所持、使用は禁止されており、違反した場合、麻薬法 (The Opium Act) により処罰される。死刑の条項もあるので、十分に注意すること。

●不法就労

就労する場合、就労許可を工業省 (Ministry of Industries) から取得し、さらに就労査証の発給を受ける必要がある。入国後、就労許可を申請することも可能であるが、短期間では難しく適当な方法とは言えない。実際には失業率の高いバングラデシュにおいては、就労することは難しく、アルバイトをして旅行滞在費を稼ぐようなことはほとんど不可能である。

●治安維持

1992年11月に治安維持を目的とした「反テロリズム法」が制定された。金品強奪、すべての交通手段に対する妨害行為、車両をはじめとする私的・公的財産に対する意図的な破壊活動、子女・婦女誘拐および若い女性に対する挑発行為、入札における談合を対象犯罪としている。本法が規定する違反行為があった場合、90日以内に刑が確定し、保釈は認められず、重刑 (最低でも5年の禁固刑) に処せられる。実際には、犯罪行為が反政府活動的な意味合いをもった場合にのみ本法は適用されており、これまで外国人が本法に基づき処罰の対象とされたことはない。いずれにしても、外国人の政治的活動は憲法で禁止されている。

●その他特殊取締

為替管理法では、1992年1月まで3カ月以上と3カ月未満の滞在者とは外貨交換レートが異なっていたが、その後OD (小切手、現金、トラベラーズ・チェック) レートとTT (送金) レートの2種類となった (1993年3月8日現在の1米ドル当たりの交換レートはODレートが39.4575、TTレートが39.7050となっている)。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

バングラデシュ国民の85%以上がイスラム教徒である。中東諸国ほどイスラム教的色彩は濃厚ではないが、憲法上イスラム教は国教とされており、国家政策の基本方針と位置づけられ、日常生活の行動規範としてもイスラム教がかなり影響している。豚肉および酒類は飲食せず、カースト制度を有するヒンズー教徒に比べ、イスラム教ではアラームの下では平等であるという点を誇りにしている面がみられる。大きな犠牲を払って独立を達成し、建国後まだ20年余りということもあり国民は一般にプライドが高い反面、一方ではベンガル人特有の細やかな情緒も持ち合わせている。

安全のためのひとくちアドバイス

一般に、主要ホテル内や外国人の住む高級住宅街では治安状況は比較的良好であるが、市中を歩いているときや、バス、リキシャを利用している時、ひったくり、置き引きといった被害にあうケースが多発している。夜間の一人歩き、ハルタル (ストライキ) 中の外出は避けたほうがよい。

また、最近、入国の際に空港内で職員を装い両替、ホテル手配等を口実に、金銭、荷物

等を持ち逃げする事件が発生しているので注意が必要。

なお、短期プロジェクト等でバングラデシュに滞在する人は、滞在期間が3カ月未満であっても、その旨を日本国大使館に連絡しておくこと、緊急事態発生時の連絡が容易となる。

健康上の留意事項

バングラデシュの気候は、亜熱帯モンスーンに属し、一般的に高温多湿であるためカビ、細菌が繁殖しやすい。さらに上水道、下水道等の衛生施設が十分に整備されておらず、住民の一般の衛生観念が低いこと、衛生環境は劣悪な状況にあるといえる。

下痢、肝炎、寄生虫病、皮膚病、眼病等が、頻りに発生しているため、旅行者は一流ホテル以外では水は飲まないほうがよい。常備薬を携行する等の注意が必要である。

アフリカ、中南米、パプアニューギニア以外の国から入国する場合、予防接種の義務はないが、破傷風トキソイド、B型肝炎、狂犬病のワクチンは接種しておいたほうがよい。

また、整形外科、脳外科、耳鼻咽喉科の専門医が非常に少なく、多くの在留日本人は、バンコク、シンガポールで治療を受けているのが現状である。

緊急時の連絡先

(出入国管理事務所)

Tel.402676, 409940, 409946, 414335, 402712

(警察)

Dhaka Metropolitan Police Tel.410061~81

Police Control Room Tel.866551~3

Gulshan Police Station Tel.600486,610234

(市役所)

Dhaka Municipal Corporation

Tel.237180~9, 238356~9, 238255~9

(旅行会社)

Bangladesh Parjatan Corporation Tel.325155~9

(航空会社)

Bangladesh Biman Tel.240151~9, 894771~9

Thai International Tel.834711~20, 832984, 834343, 894351

Singapore Airline Tel.863650~1, 862661, 863640

(病院)

Holy Family Hospital Tel.831721~5

I.P.G.M.R. (P.G.Hospital) Tel.505194~8, 505001~3

I CDDR.B (国際下痢センター) Tel.600171~8

緊急時の言葉

バングラデシュの都市部では英語を解する人が多いが、農村地域では主要事務所(銀行、役所など)以外現地語(ベンガル語)しか通用しない。

「泥棒」=チョール

「警察」=ポリス

「警察を呼んでくれ」=ポリシエ・ダクン

「旅券を盗まれた」=パスポート・チュリー・ホエチュ

「病院はどこにありますか」=ホスピタル・コタイ・アチュ

「病気」=オシュスト

在外公館アドレス

●大使館

在バングラデシュ大使館

Embassy of Japan, Plot No.110, Road No.27, Block-A, Banani Model
Town, Dhaka 13, Bangladesh (P.O.Box No.458)

Tel.608191~5

別館 (広報・文化,領事部門および医務官)

Embassy of Japan (Annex) , Plot No.Cen (A) 10, Road No.96, Gulshan
Dhaka, Bangladesh

Tel.610045~9

データ名：バングラデシュ「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：5824
参照：9

バングラデシュ「防犯の手引き」
「バングラデシュ国の犯罪と事故について」

1. 全般
2. 当国における犯罪の一般的特徴
3. 当国における各種事故の特徴
4. 犯罪、事故などに対する具体的対策
5. 緊急連絡先

1. 全般

(1) 当国の国民は上層の指導層から一般庶民に至るまで親日感情が強く、国内政治に関与しない限り、日本人に対し、危害を加えることは殆どありません。ただ、後発開発途上国の常として、国民の大多数が生存を維持するのにぎりぎりの極貧状態にありますので、かかる貧民の都市集中化が進んでいる現在では治安の悪化は避けられず、最近では邦人を含み外国人が犯罪に巻き込まれるケースがわずかながら増加している傾向にあります。

(2) 政治思想に基づく国際テロ活動は、1977年9月28日のいわゆる「ダッカ空港事件」以来、当国においては発生していませんが、国内テロについては、チッタゴン丘陵地帯において、シャンディ・パヒニによるテロが盛んですので、同地域を訪れることは避けるべきでしょう。一方、失業者の増大、国民の貧困、野党による反政府運動などにより、目下政情が不安定化の傾向にあり、自動車に対する破壊行為が外国人社会にとって不安材料です。

なお、明年度(1991年5月以降)の大統領選挙を控え、主要野党によるこれまでにない激しい反政府デモが予想されますので、状況によって、テロ活動が活発になる恐れもありますし、ハルタルやデモが頻発すると共に、外国人の自動車の焼き打ち、投石に厳重注意する必要があります。

2. 当国における犯罪の一般的特徴

(1) 当国においては、従来からの衝動的な集団暴徒による犯罪及び放火に加え、最近では火炎瓶、刃物などの武器を使用するなど、犯罪は悪質、巧妙になりつつあるようです。また、車の性能の向上、車両の増加、道路の整備が進む反面、歩行者、力者、運転手等は交通法規を守っておらず、交通事故は日常茶飯事です。

(2) 一般的に当国人は人なつこいので親しみ易く、国民の大部分(86%)がイスラム教徒です。個人的にはおとなしい性格ですが、集団になるとカッとし易くなり、必ずしも情緒が安定していません。強盗の際、武器を所持し集団となって襲うことが多く、また、相手が少しでも抵抗すると、たとえ相手が婦女子であっても、刺・射殺することが多いようです。強盗後、更に怨恨のため放火するケースがありますが、当国の消防署は小規模であり、効果的な消火は期待出来ません。強姦は先進諸国に比べると少ないようですが、当国はイスラム教の国ですので女性蔑視は、特に農村部では根強いものがあります。当国の誘拐は身代金目的は少なく、殆どは怨恨のためであり、多くの場合、生還することは少ないようです。

(3) 政治団体、スポーツクラブ等の中でのライバル同志の争いに武器が使用されることが多く、多数の死傷者が出ることもあるようです。また、あとの報復を恐れて警察への事前通報、密告等は少ないようです。

(4) 当国の窃盗事件は、交通事故と同様に日常茶飯事です。本人が気付かない中に盗まれている事が多く、交通事故の際、死傷者の所持品が盗まれることも珍しくありません。

被害届を警察に提出しても、外国人の被害が新聞等マスコミの話題になることは殆どありません。また、この種の事件は犯罪として軽微であるため警察が真剣になって捜査することは殆どありませんので、犯人が逮捕されたり、金品が戻ることは期待出来ません。

(5) 当国においては収賄は当り前の如く国民に浸透しており、何事も問題が発生すると示談を含み金で解決しようとする風潮にあります。国外への出稼ぎが多く、そのため偽変造旅券、偽変造査証がかなりの数発見されており、この主の犯罪が増えております。

3. 当国における各種事故の特徴

(1) 自動車事故

速度違反、車間距離不保持、駐停車違反、無理な追越し運転、及び整備不良などによる事故は日常茶飯事です。特に正面又は側面からの衝突事故が多く、事故を起こした場合、通常周りの者が投石にあたり、殴り殺されることが多いため、運転手は車をその場に乗り捨てて逃走します。

その後、当該運転手が逮捕されることは殆どありません。また、外国人が当たり屋などの被害にあうこともあり、特に邦人は金持ちとの印象が強いため、保険には必ず加入しておく必要があります。過去、事故現場から逃げ遅れた外国人が、群衆に取り囲まれて殴り殺されるという悲しい事件が発生しておりますので、事故を起こさないよう十分な注意が必要です。保険会社が、死亡事故にたいし全額補償をしえないケースもあり、その場合自己負担の危険があります。

(2) 船舶事故

当国では遠隔地に赴く際、陸路の場合、各地でフェリーを利用する必要があります。フェリーの数は少なく、旧式のため故障が頻繁で、その稼働率は高くありません。また、定員の何倍もの客を乗せた状態で運航していることもありますので、嵐のときなど転覆し、死傷者、行方不明などが報道されています。特にサイクロン時期(4、5月)に多いですが、幸いにして、現在のところ邦人の事故はありません。昨年、チッタゴン港で日本船が夜間出港して、多くの海軍艦艇に衝突して、沈没・破損事故を引き起こしたケースがあり、夜間出港は原則として禁止です。

(3) 列車事故

線路上は歩道や二輪車用道路としても使用されており、線路上に石等の障害物がおいてあったり、線路や列車の保守、整備などが悪いため、列車事故は度々あり、定刻通りの運航は期待出来ません。

(4) 航空機事故

当国国内はビーマン・バングラデシュ航空が運航しているのみで、他に競争相手がいないことからサービスは良くありません。例えば、故障などで時間通りに運航しない場合、何らインフォメーションがないまま飛行場に乗客が待たされることがままあります。事故については1984年の国内事故(着陸失敗)以来、国内、国際両線ともありません。

4. 犯罪・事故などに対する具体的対策

(1) 昼夜を問わず、チョキダール(門番)を雇用し、よく監督する。

(2) チョキダール(門番)を含み使用人を信用することなく鍵は絶対に渡さない。

(3) チョキダール(門番)や(以前の)使用人など事情に精通している者が手引きをするケースが多いので、日頃からよく注意する。

(4) 必要のない高価な物を目に見える場所におかない。

(5) 窓ガラスのみの場合には容易に破壊が出来るので、鉄格子を設ける。

(6) 夜間は必ず防犯灯をつける。

(7) 夜間は極力出歩かない。

(8) 万一強盗にあった場合は抵抗しない。

5. 緊急連絡先

警察・Dhaka Metropolitan Police

・Tel:400061-5

・Police Control Room

Tel:509922-4

・Gulshan Police Station

Tel:600510

大使館

・本館 Plot No.110,Road No.27,Block-A

Banani Model Town,Dhaka 13

(P.O.Box No.458)

Tel:608191-5

・別館 Plot No.CEN(A)10,Road No.96

Gulshan,Dhaka

Tel:610045-9

データ名：バングラデシュ「安全マニュアル」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：14113
参照：7

バングラデシュ「安全マニュアル」

1990年12月のエルシャト政権崩壊以後、当国の政治は民主化の努力が続けています。しかしながら、当国は独立後未だ約20年しか経過しておらず、真の安定まではさらに試行錯誤が続くものと予想されます。本マニュアルでは、在バングラデシュ邦人・企業の皆様が当地でより安全に生活できますように、平素の措置から緊急時の対応策までを概括的にとりまとめてみました。

近年、日本人の海外進出が増加したため海外で事故に遭遇する例が多くなりました。日本国内での生活以上に事故の安全には十分気をつけることが必要です。安全の基本は在留している国の人々との融和、不断の備えそして幅広く情報を集める事です。

平成4年10月1日
在バングラデシュ大使館

マニュアルの項目

1. 緊急連絡先
 2. 当国における犯罪等及び災害事故の特性
 3. 安全な生活をおくるための手引き
 - イ. 住居選定にあたっての注意
 - ロ. 使用人に対する注意
 - ハ. 盗難について
 - ニ. 交通事故
 - ホ. ハルタル（ゼネスト）の際の注意
 - ヘ. テロ・誘拐対策
 - ト. サイクロン・洪水対策
 - チ. 緊急事態発生に際する対処要領
 - リ. その他
 - 立ち入り制限地域、写真撮影禁止地域、在留届
 4. 当地において聴取可能な国際放送
 5. 邦人・企業が被害を受けた最近の主な事件等
- 別添 1 緊急事態の際の対処要領（心得）

1. 緊急連絡先
緊急の際は関係機関へ連絡するとともに、必要な人の助言を仰ぐことが問題解決の近道です。各人が自分用の緊急連絡先リストを作成されることをお勧めします。

(ダッカ)
○ 警察(POLICE OFFICE) Tel. 610234. GULSHAN CIRCLE 2,
GULSHAN POLICE OFFICE Tel. 600486. GULSHAN AVENUE, DHAKA-1212

○ 消防(FIRE STATION) Tel. 605276. TEJGAON INDUSTRIAL AREA, DHAKA

○ 病院(HOSPITALS & DOCTORS)

※内科

DR. M. A. WAHAB (英語のみ) Tel 605947 ROAD 15, HOUSE 69 BANANI, DHAKA
DR. MASUDUR RAHMAN Tel 832127 (医院)
(広島大学出身、日本語可) Tel 833556 (自宅) 82 OUTER CIRCULAR ROAD, BARA, MOGABAZAR

※小児科

DR. MICHELSON (英大医務官) Tel 607130 (医院) ELIZABETH HOUSE, PRAK ROAD, BARIDHARA

※歯科

DR. M. R. MOLLA Tel 812093 (医院) 69 (FIRST FLOOR) SATMOSJID ROAD
(広島大学出身、日本語可) Tel 508009 DHAMONDI R/A DHAKA

※産婦人科

DR. SURAIYA JABEEN (英語のみ) Tel 881358
(LAKE VIEW CLINIC, 緊急入院可) Tel 606384 PLOT NO. 5, NE(H) ROAD 79, GULSHAN
Tel 602246 (自)

※眼科

PROF. KABIR Tel 814807 SHER-E-BANGRA NAGAR
(INSTITUTE OF OPHTHALMOLOGY) (ミルプール通り循環器病センター
隣の建物)

※MILITARY HOSPITAL (CMH)

Tel 814666-9 カントンメン内 (緊急時のみ)

○ 大使館 (EMBASSY)

本館 Tel 608191-5 PLOT NO. 110, ROAD NO. 27, BLOCK-A, BANANI
別館 (広報・領事・医務官) Tel 610045-9 PLOT NO. CEN(A)-10, ROAD NO. 96, GULSHAN

○ 日本人会

(JAPANESE ASSOCIATION) Tel 606606 C/O JAPANESE SCHOOL PLOT NO. 9, BLOCK-H

● チッタゴン

名誉領事 (MR NURUL ISLAM) Tel 031-
Tel 500456, 505845 OSMAN COURT 70 AGRABAD COMMERCIAL AREA (

HITTAGONG

日本人会 (オリンピック) Tel 500808

2. 当国における犯罪等及び災害事故の特性

(1) 犯罪

全般として犯罪等の発生は増加しつつありますが、ダッカ市のバナニ、グルシャン及びバリダラ地区の居住区についていえばそれほど多くはありません。91年4月～9月の半年間に起きた犯罪の外国人被害件数は届出のあったもので29件で、そのうち23件が盗難ですがその多くは使用人の手引きによるものでした。もし犯罪等で何らかの被害に遭われた場合は、再発防止の上からも警察等に届出られることをお勧めします。

(2) 交通事故

力車の数が急増しそれによる交通渋滞や事故が増えています。力車夫の大部分は交通ルールをよく知りませんので近くを通る際は特に注意する必要があります。また、その他の車両についても交通ルールを無視することがありますので気をつけて下さい。

(3) 災害

毎年4月から10月頃の雨季にかけて、サイクロンや洪水による被害が発生しています。何れの場合についても事前に何らかの兆候はありますので、特に農村部に行かれる場合は注意する必要があります。また、91年4月のサイクロンもそうでしたがチッタゴン等の海岸部においては、高波による被害が予想されます。

当国は日本ほど地震はありませんが、もし大きな地震が起きた場合はその建築構造上重大な被害に発展する可能性があります。

(4) テロ・誘拐

当国では外国人に拘るテロ・誘拐は未だ発生しておりませんが、当国人を対象としたテロ・誘拐は頻りに発生しており、そのノウ・ハウは高まりつつあります。発生した場合の事態の深刻さもあり、平素から十分な対策が必要です。

(5) 病気・怪我等

当国は整形外科、脳外科、耳鼻咽喉科の専門医が非常に少ないため緊急の際はバンコク、シンガポールに出かけ治療を受ける必要があります。

3. 安全な生活をおくるための手引

イ 住居選定にあたっての注意

住居の選定にあたっては、立地条件及び環境についても考慮する必要があります。基本的に考慮すべき事項として下記の点にご注意下さい。

- ・在留邦人や外国人の多く住む安全な地域
 - ・暴動やデモ等の活動の場となりやすい大通りや広場等の周辺地域、スラムや問題地域からのアクセスが容易な地域を避ける
 - ・過去の洪水等による被害の有無
 - ・住居を取り巻く四方のうち努めて三方が他の住宅に囲まれていること
 - ・外塀の高さ、ドアの強度や窓グリルの有無
- 庭の植え込みや樹木が賊の隠れ蓑になる可能性がありますので見通しが可能となるよう整備が必要です。又、防犯灯は、賊の侵入を仰止するための手段として有効です。

ロ 使用人に対する注意

使用人の雇用に当たっては、信頼できる人から紹介を受ける等使用人の身元が何らかの形で確認できることが大切です。当国において外国人が被害を受けた犯罪の大部分は使用人の手引きによるものだと言われています。下記の点にご注意下さい。

- ・使用人の家の中への招き入れは最小限にする
- ・貴重品を放置することなく、家財の管理を適切にし、又、物の紛失に気付いた際は見逃す事無く何らかの処置をとる
- ・家内外の施錠を適切にする

ハ 盗難について

過去において、大小様々な盗難被害が出ています。貴重品や高価な物は、人目に触れさせないように予防が大切です。

- ・家の施錠を徹底し、在宅時であっても玄関の鍵は施錠しておくことが望ましい
 - ・買い物等駐車する場合は、車内に鞆や高価な物を放置しない
 - ・家の中では、使用人を出入りさせる部屋を限定し、不必要に物を見せない
 - ・盗難の被害を受けた場合は、再発防止の意味からも警察等に届け出る
- 夜間の強盗等に備えるため、更に次の事を徹底して下さい。
- ・チョキダールに最低警笛、懐中電灯及び武器となる警棒またはバット等を貸与する
 - ・チョキダールには定位値、邸内の見回り及び不審者発見時の対応要領等を教育する
 - ・不審者を発見した際は、直接接する事は努めて避け、警笛・サイレン等を鳴らして撃退する
 - ・犯罪常習者は明るいうちに下見をする場合が多いので、昼間不審な者が家の付近にいないか日頃から気を付ける。

ニ 交通事故について

当国でも、邦人が交通事故により死亡したり負傷したケースが発生しています。当国の交通事情は良好とは言えず運転者のマナーも決していいとは言えませんので、自己防衛の為に十分な注意が必要です。

- ・車両を自分で運転する場合は、力車・ベピータクシーに注意するとともに歩行者の道路への急な飛び出しや対向車線からはみ出して来る車両に気をつける
- ・力車の急増に伴い事故に遭う可能性も増えています。力車を利用する際には十分に注意する

過去において、外国人の乗用車が当国人の死亡事故を起こし運転手が逃げたため、同乗していた外国人の子供が居合わせた人々に殺されるということがあったようです。

人身事故を起こした場合は、取り敢えず事故現場を離れ、警察等に届け出た上で事故処理を行うことが望ましく、また、やむを得ず親が同乗せず子供だけを車で学校等に送迎する場合は運転手及び子供にこの点を徹底しておく必要があります。

ホ ハルタル (ゼネスト) 等の際の注意

街中においてハルタル・デモ等が実施されるときはその動向に注意をして、外出を控えるか危険な場所に近づかないことが大切です。又、ダッカ大学周辺やファームゲート付近においては予告無しに騒ぎが発生することがありますので、状況に気付いた際は経路を変更する等の措置を講じ、騒ぎに巻き込まれないように注意する必要があります。

大使館においても必要な情報を収集し事前通報に努めていますが、各人が個々に気をつけることが最も効果的かつ確実です。

ヘ テロ・誘拐対策

近年、日本人を対処としたテロ・誘拐事件が増加しています。幸い当国において在留邦人が犠牲になったケースはありませんが、当国内にでもテロ・誘拐事件が増大しておりますので十分な注意が必要です。特に「目立たない」、「行動を予知されない」及び「用心を怠らない」ことが重要です。

家族や知人が誘拐事件に巻き込まれた場合、大使館に第一報を頂けば側面から支援をさせていただきます。

ト サイクロン・洪水対策

ご承知の通りバングラデシュは毎年のようにサイクロンや洪水の被害を受けています。外国人の居住する地域についてはそれほど大きな被害は受けていないようですが、地方においては大きな影響を受けることがありますので、サイクロンや洪水発生時期の国内旅行は注意が必要です。

- ・自分の居住する地域の過去の被害状況を確認する
- ・政情不安等も考慮して水・食料の備蓄、医薬品、懐中電灯及び携帯用短波ラジオは最小限準備する

チ 緊急事態発生に際する対処要領

大使館では事態の程度に応じ必要な情報を日本人会等を通じ提供しますが、通信の困難な地域については自ら大使館等に連絡を取る様ご協力願います。細部については後述の緊急事態対処要領を参考にして下さい。

リ その他

- 立ち入り制限地域
スンドルボン・ジャングル地帯、チッタゴン丘陵地区、ランガマティ地区の郊外及び水源地、国境から5マイル以内の地区、軍施設区域
- 写真撮影禁止地域
港湾施設(空港内エプロン含む)、発電所、ラジオ・テレビ局、電電公社
- 在留届
3カ月以上バングラデシュに滞在する方は、日本大使館へ在留届を提出する必要があります。

4. 当地において聴取可能な国際放送 (現地時間)

非常時の情報入手は困難が予想されますので、普段から国際放送等に親しみ情報の入手がスムーズにできるようにしておく必要があります。受信機の感度が低い場合は屋外へアンテナを張ったり電話のコードへアンテナ線を巻き付けたりする等感度を上げる工夫が必要です。

下記に示すのは比較的固定された周波数及び時間帯の一例ですが、季節及び時間により周波数が変動することがありますので、資料をNHK国際局・英米大使館広報センター等からお取り寄せ下さい。

●ラジオ日本

11815KHZ.15430KHZ	(0300-0630)
17845KHZ	(0700-0800英語、0800-0900日本語)
17810KHZ	(0700-1500)
17765KHZ	(1000-1500)
11815KHZ	(1500-2000)
9535KHZ	(1900-2000日本語、2000-2100英語)
11815KHZ.7140KHZ	(2200-2400)

●BBC

15310KHZ.21715KHZ1	(0900-1400)
15310KHZ.11759KHZ	(1500-0030)
9740KHZ	(1700-0030)

●VOA

11705KHZ.15250KHZ.21550KHZ	(0700-0900)
7125KHZ.9645KHZ.15395KHZ	(2000-0000)
1575KHZ	(2130-2200)

5. 邦人・企業が被害を受けた最近の主な事件等

(1)盗難 (92年4月)

日本からダッカへの出張者が空港への出迎え者とスレ違いとなり、投宿したゲストハウスにおいて盗難にあう。

(2)自動車事故 (91年10月)

ダッカ市内において出勤途中の邦人が、力車との接触事故後群衆に取り囲まれ暴行を受け軽傷。

(3)盗難 (91年5月)

チッタゴンにおいて出張により来バ中の邦人が盗難にあう。

(4)落雷 (91年5月)

当地駐在の邦人が、現場近くで落雷に遭遇し死亡。

(5)サイクロン (91年4月)

サイクロンによりチッタゴン周辺の海岸部を中心に大被害を受ける。高波により、チッタゴンの邦人企業の大部分が被害を受け、空港・港湾も一時閉鎖。

(6)病気 (91年3月)

バングラデシュ旅行中の邦人がマラリアに感染し死亡。

(7)空港からの連れ去り (91年2月)
空港に到着した邦人が、偽の出迎え者により市内のホテルに案内されホテル代を請求される。

(8)盗難 (90年12月)
午前3時頃、当地駐在邦人宅に泥棒が入り、家人に発見され逃亡。

緊急事態の際の対処要領 (心得)

平成4年6月5日
在バングラデシュ大使館

この心得は暴動、内乱、戦争、大災害などの緊急事態発生に対処する一応の基準を示したものです。これを参考として、平素より準備をなし、緊急時に落ちついて対処できるよう心がけて下さい。

第1 平素の心備え

1. 旅券等の保管

旅券は一個所にまとめて保管しておき、何時でもすぐ持ち出せるようにしておくこと。
なお、大使館との相互連絡のため在留届の履行に努めること

2. 食料及び金銭の用意

少なくとも10日間位生活できる程度の食料及び金銭を平素から用意しておくこと。

3. その他の携行品の用意

救急薬品、トランジスターラジオ、懐中電灯、ライター、水筒等

4. 自動車の燃料は常時十分に入れておくこと。

第2 緊急時の心構え及びとるべき処置

1. 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、大使館は日本人会と緊密な連携を保ちつつ、所要の事情収集、情勢判断及び対策の策定を行い、これらを連絡網により邦人各位に随意連絡するので、流言ひ語に惑わされたり、群衆心理に巻き込まれることのないように注意すること。

2. 情勢の把握

邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取、大使館または日本人会への問い合わせ(できるだけ連絡網によること)、管轄警察署への問い合わせ等により、正確な情勢の把握に努めること。なお、外国放送を聴取することも参考になります。

3. 大使館等への通報

(1)現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時大使館または日本人会へ通報すること。

(2)自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及びまたは及ぶおそれがあるときは、管轄警察署等に通報し救護を求める等適切な措置をとるとともに、迅速にその状況を大使館に通報すること。

4. 避難等

(1)緊急事態が発生した場合、情勢によっては自宅に居残っている方が安全な場合もあるので、軽率盲動は慎むこと。

(2)大使館から退去あるいは引き揚げ勧告があった場合はこれに従いなるべく早く退避、引き揚げを行う。この場合一般商業機が運行されているうちにこれによること。

(3)事態が緊迫して、大使館より引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、第1に掲げた準備を完了した後、速やかに次の集結場所のうち最寄りの場所に集結すること。

イ 大使館、大使館別館、大使公邸

ロ 外国公館、ホテル等大使館が指示する場所

(4)引き揚げまたは避難のための移動に際し、国旗（日の丸）を利用しようとする場合には、できるだけ大使館の指示を受けること。

5. 事前引き揚げ

各自または派遣元の会社等の判断により逐次引き揚げる場合は、その旨を大使館へ報告すること。

なお、引き揚げに際しては、老人、婦女子、病弱者、緊急用務のない者から順次先に引き揚げるのが望ましい。

データ名：●ダッカ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：9905

参照：6

●ダッカ「防犯の手引き」

防犯の手引き

昭和62.4.1

ダッカ日本人会

目次

1. 全般
2. 当国における犯罪の一般的特徴
 - (1) 全般
 - (2) 刑法犯
 - (3) 交通事故
3. 最近の外国人に係る犯罪例
4. 被害を防ぐための注意事項
 - (1) 心構え
 - (2) 施設等の整備
 - (3) 主な犯罪に対する予防策
5. 緊急連絡先

はじめに

この冊子は、当国に赴任又は出張される日本人の皆様方の安全のお役に立つために作成しました。安全のためには、個人個人が、みずから身を守るよう注意を怠らないことが肝要です。

1. 全般

当国の国民は、上層の指導層から一般庶民に至るまで、親日感情が強く、日本人と分かって危害を加えられる恐れは少なく、また、首都等における治安維持能力はかなり高いものの、後発開発途上国の常として、国民の大多数が生存を維持するにぎりぎりの極貧の状態に有り、係る貧民の都市集中が進む場合の治安の悪化は避けられず、最近では、邦人を含む外国人が犯罪に巻き込まれるケースがわずかながら増加している。

2. 当国における犯罪の一般的特徴

(1) 全般

当国においては、従来からの衝動的な集団暴徒による犯罪及び放火に加え、最近では武器を使用するなど、犯罪は悪質、巧妙かつ共謀的になりつつある。また、車の性能の向上、車両の増加、道路の整備が進む反面、交通法規は歩行者及び運転手ともに守られておらず、交通事故は日常茶飯事であり、外国人の車に対する当たり屋に依る被害も発生している。

(2) 当国における刑法犯の特徴は次のとおりです。

ア 凶悪犯

一般的に当国人は親しみやすく、大部分がイスラム教徒である。また、必ずしも情緒は

安定していないが個人的にはおとなしい。しかしながら強盗の際、武器等を所持して集団と成って襲うことが多く、また、相手が少しでも抵抗すると、たとえ相手が婦女子であっても刺・射殺し、被害は大きくなる。

放火では、強盗後更に怨恨のため家に火を付けるケースなどがあるが、当国の消防署は小規模であり消化は期待出来ない。強姦については、先進国に比べると少ないが、当国はイスラム教の国であり、女性蔑視は社会に根強い。

当国の誘拐は、身代金目的は少なく、怨恨が多く、生還することはほとんどない。

イ 粗暴犯

政治団体、スポーツクラブ等ライバル同士の争いに武器が使用されることが多く、一度の抗争で多数の死傷者が出て、収容能力を越えるために病院が閉鎖されることが有る。

後の報復を恐れて警察への事前通報（又は密告）をすることは少ない。

ウ 窃盗犯

当国の窃盗事件は、交通事故と同様に日常茶飯事であり、交通事故等において死傷者の所持品が盗まれることが多いが、外国人の被害が新聞に載ることは殆ど無い。たとえ被害届を警察に提出しても、犯罪としては軽易であるために、警察が真剣になって捜査することは殆ど無く、犯人が逮捕されたり、金品が戻ることは期待出来ない。

エ 知能犯

当国における収賄の風潮は国民にかなり広く浸透している。この他の知能犯としては経済犯が有り、ダッカしないのホテルから偽造旅券、偽造紙幣等が発見される等今後益々この種の犯罪が増えることが予想される。

(3) 交通事故

ア 自動車事故

最高速度違反、車間距離不保持、駐停車違反、無理な追い越し運転及び整備不良運転等は日常茶飯事であり、特に正面あるいは側面衝突が多く、事故を起こした場合、通常、運転手は車をその場に乗り捨てて逃走し、その後逮捕されることはほとんどない。

昭和60年4月には、当国で青年海外協力隊のジープが、無理な追い越しをしてきたトラックと衝突し、隊員が1名死亡する事故が発生した。また、邦人等外国人が当たり屋等の被害にあうことも有り、保険には必ず加入しておく必要がある。イ 船舶事故

道路や橋の整備が悪く、各地でフェリーを使用する必要が有るが、フェリーの数は少なく、旧式であり、故障が頻繁で稼働率は少ない。また、定員の何倍も乗った状態で運航していることも有り、嵐のときなど転覆し、死傷者、行方不明等が報道されています。特にサイクロン時期（4、5月）には多い。

ウ 列車事故

線路上は歩道や自動二輪車用道路としても使用されており、線路上に石などがのついたり、線路や列車の整備等が悪いなど、列車事故は度々有る。

エ 航空機事故

当国国内には、ビーマン・バングラデシュ航空が運航しているのみであり、競争相手がなく、サービスは悪い。例えば、故障等で時間通り運航しない場合、何らインホームーションがないまま飛行場に乗客が何時間も待たされることが有る。

3. 最近の外国人にかかわる犯罪

(1) 1986年11月29日、午後4時45分頃、ダッカ大学付近をジョギング中の外国人グループが投石にあうと共に武器で威嚇された。

(2) 同年11月29日、午後5時30分頃、ミルプル道路に駐車中の外国人の私有車が何者かによって壊され、車の中においてあった身分証明書、鍵等入ったバックが盗まれた。

(3) 1987年1月8日、午後1時40分頃、バナニ地区において、りき車に乗っていた外国人女性が、刃物を持った数人の若い男性に威かされ、現金、貴重品等盗まれた。

(4) 同年1月8日、午後2時頃、グルシャン地区を歩いていた外国人女性が、車に乗って背後から近づいてきた2人の男性に刃物で威かされ、現金3000タカ（約15000

円)とクレジットカードを奪われた。

(5) 同年1月27日、午後2時頃、邦人kが旅行中、kが信頼しきっていた使用人が合鍵で侵入したが、家主に見つかり盗難にはいたらなかった。

(6) 同年1月31日、午後2時30分頃、バリダラ地区において、外国人の住む家にオートバイに乗った3人の若者によって卵が投げられた。

(7) 外国人の住む家に深夜、窓のグリルを壊して侵入、ロックのしていなかったドアより寝室に侵入し、就寝中の外国人に気付かれないように、ベット横においてあった、現金、腕時計等を盗んだ。

(8) 外国人の乗る車に若者が故意に当たり、米貨1000ドル支払うことになった。

なお、数年前、ダッカ在住のドイツ人の主婦が、子供と共にグルンヤン地区を車で移動していたところ、運転手が誤って当国人の子供をひいてしまい、この主婦が車外に出て被害者の子供を病院に連れていこうとしたところ、運転手は逃亡し、車は群衆に取り囲まれたのみならず、車内にいた子供は車外に引きずりだされ、殴り殺されるという事件があった他、同様に、事故を起こし、被害者の家にお見舞いに行ったところ、家人たちに殴り殺されるという例もあるので、交通事故に遭遇した場合は、先ず現場を離れることが肝要であり、その後の処理についても十分な注意を要する。

4. 被害を防ぐための注意事項

(1) 心構え

ア一般的心構え

(ア) 身づからを守るのは自分以外にはないとのセルフ・ディフェンス観念の徹底

(イ) 自分及び家族を守るため以外の手段としては、過度に抵抗しない

(ウ) 職場、家庭内の出来事、出張、旅行計画などは不用意に話さない

(エ) 平静を保ち、群衆心理に巻き込まれない

(オ) 近隣の外国人(日本人がいれば日本人) 家族とは、非常の場合、お互いに助け合える関係を保つ

(カ) ラジオ・テレビの聴取

(キ) 情報交換

イ使用人

(ア) 雇用前に十分調査するとともに、以前邦人あるいは外国人の所で働いていたとしても信頼しきってはならない

(イ) 当国は、イスラム教徒が多く、宗教的感情を逆なでするような言動を行わない

(ウ) 来訪者に対する警戒、電話応対時の注意などを徹底して教えておく

(エ) 適時教育・指導する。特に夜警が眠ることがあるので時々夜中に点検する

ウ来訪者 来訪者には必ず職員の同伴者をつける

エ外出

(ア) 男性の場合でも極力単独行動を避ける。特に、夜、遅くなってからの単独外出は避け、なるべく2名以上で行動する。

(イ) 夜間、家を留守にする時は、一部の電灯をつけておく

(ウ) 当国人の議論やトラブルにまきこまれない。また雑踏や騒乱デモは避ける

(エ) 家を留守にするときは、少なくとも使用人を1名、留守番として残す

オ通勤

(ア) 時間及び経路は適宜変更し、行動の不規則性を保つ

(イ) 家の周囲に異常がないかどうかを確かめる習慣をつける

(2) 施設等の設備

ア住宅

(ア) 窓に鉄格子を取りつけ、家に警報装置を取付ける

(イ) 消化器を直ぐに使用できる位置に設置しておく

(ウ) 見知らぬ人を家にいれない。また、不審者を発見したら速やかに警察や近所の人に

連絡する

- (エ) 塀は高さが2.5m以上あり、頂上に有し鉄線を張り巡らす
- (オ) 屋外照明等を設置し、電球が切れたときはすぐ取替える
- (カ) ゲートは必要の都度あける

イ鍵

- (ア) 入居及び旅行の際、新しい安全な鍵を使用する
- (イ) 夜間、週末のロックを確実にする。また、鍵を屋外に隠さない
- (ウ) 外出、就寝の際には、必ず寝室のカギをかける

ウ職場

- (ア) 出入り口は必要最小限にし、かつ統制下に置く
- (イ) 消化器を直ぐ使用できる位置に設置しておく
- (ウ) 職場及び建物周辺的环境を整備し、不審物を速やかに発見できるようにする

エ学校 登・下校の安全については、日本人会、日本人学校等十分話し合い、適切な処置をとる

オ車

- (ア) 乗車中は車のドアをロックする
- (イ) 短時間の駐車であっても、窓を締めてキーを抜き、全ドアをロックする
- (ウ) 運転手を雇うと共に、身づから車の運転技術を維持・向上させる
- (エ) 毎日点検・整備し、最上のコンディションに保っておく
- (オ) ヒッチハイカーは絶対に乗せない
- (カ) 送受信可能な無線機やサイレンを取付けておく
- (キ) 少しでも厄介なことが起こる気配が見られたら、すかさずアクセルを踏み込んで、友人の家、最寄りの警察、友好国の大使館等に逃げ込む
- (ク) 車を使用しない時は、鍵のかかる車庫に格納する
- (ケ) 車庫には投石よけのネットを張るなどの処置を施す

カ金銭・貴重品

- (ア) 職場の金庫、家の寝室など出来るかぎり安全な場所に保管する
- (イ) 現金やトラベラーズチェック等を他人に見られぬこと
- (ウ) サイフは体の前のポケットに入れる。お金をちらつかせない
- (エ) 車を離れるときには、絶対に座席に物等を置かない
- (オ) 貴重品を必要以上に並べたり、公表したりしない

キ郵便物

- (ア) 職場、家等に送られてくる小包等には十分注意する
- (イ) 差出人不明の小包は受け取らない
- (ウ) 郵便物の抜取りが行われていないかを定期的にチェックする

ク電話

- (ア) 職員等の自宅の住所、電話番号の問い合わせには応じない
- (イ) 電話の側には、常に鉛筆とメモ用紙、電話帳、録音装置等を置いておく
- (ウ) 秘密にかかわる仕事の話や個人的なことは電話で話さない

ケ名刺 名刺を渡す相手を厳選し、名刺には自宅の住所、電話番号などを刷り込まない

(3) 主な犯罪に対する予防策

ア対ひったくり

- (ア) 歩道を歩くときには、建物側を歩き、現金等の入ったカバン類は、同様に建物側にもつ

- (イ) 大金の引出の際は、ボデーガードをつける

イ対空き巣狙い 家人が抵抗した場合に、強盗犯や殺人犯に早がわりすることがあるので注意を要する

ウ緊急事態への備え

- (ア) 緊急連絡網を点検・整備する。懐中電灯、電池を直ぐ使用できるようにしておく

- (イ) 自分や家族の旅券、注射記録、保険記録などは安全な場所に一括保管しておく
- (ウ) 10日分の水と食料、お茶、非常持出し袋などを準備しておく

5. 緊急連絡先

- (1) 日本大使館 608191-5 夜間 608193
- (2) 大使館別館 607001-5
- (3) 日本人会事務局 600062 602792 603723 604285
- (4) 警察
 - グルジャン 600510 600486
 - モデジュール 408367
 - ラムナ 413931
 - 道路情報 413730

データ名：フィリピン【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：11814

参照：19

フィリピン【安全の基礎】

フィリピン共和国

Republic of the Philippines

(注) 1994年1月15日現在、フィリピンのミンダナオ島には注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

日本人旅行者は観光目的に限り、21日間以内の滞在であれば、査証取得は不要。

21日間以上の観光（商談等通常の商用目的を含む）および投資・就労等観光以外の目的で入国する場合は、それぞれ定められた査証を取得しなければならない。

●出入国審査

入国審査の段階で、入国管理局のブラックリストのチェックを受ける。たとえ漢字が違っていても同姓同名であったため、入国を拒否された例がある。また、入管により不良外国人と判断された場合も拒否されることがある。国内で何か問題を起こし、入管に対し出国停止要請があった人物は、出入国審査の際拒否され、関連当局に引き渡される。

同姓同名によるブラックリストでの入国拒否ケースが数々あるが、初めての訪比でブラックリストに掲載されている理由がないと思われる場合、あるいは明らかに別人であると考えられる場合には、イントラムロスにある入管局に行き、別人である旨の証明をもらえば入国が許可される。手続き面で不明の場合は大使館に連絡を取ってみる。

●外貨申告

外貨の持ち出し、持ち込みについては特に制限はないが、ペソ貨については、5000ペソ以上の持ち出しが禁止されている。

●通関

税関審査では、個人の使用物と考えられるもの（適当な量の衣類、宝石類、香水等）については無税で持ち込むことができる。煙草400本、酒類2本（1リットル）も無税。観光目的であれば通関は形だけのことが多く、それほど厳密ではないが、カメラ、ラジオ、その他新品の電気製品を多量に持ち込もうとする場合には課税の対象となる。

また、銃火器類、麻薬等が持ち込み厳禁なのは当然だが、ギャンブル機械（ピンボールの類）も持ち込みが禁止されている。

持ち出しについては銃火器および麻薬以外特に制限はないが、次の国に入国の際課税の対象となるもの、または持ち込み禁止のものに注意すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

外交官等政府機関から派遣された者およびその家族、また59日以内の短期滞在者以外、14歳以上のすべての外国人は、到着日から30日以内に入国管理局またはその出張機関に住

所等身分事項を申告、指紋押捺をして外国人登録をしなければならない。また、14歳未満の子供でも14歳の誕生日から15日以内に登録の必要がある。

短期滞在者が59日を超えて滞在した場合、6カ月以内であれば、定められた料金を支払

えば、その領収書で登録証と見なされる。ただし、6カ月を超えた場合は正規の登録手続きをしなければならない。これらの所定の手続きを行わなかったり、拒否した場合、2000ペソから5000ペソの罰金、もしくは、1年以下の禁固刑に処せられる。

この外国人登録証は常時携帯の義務があり、記載事項に変更があった場合は直ちに申告し（住所変更の場合は変更の24時間前）、年始めから60日以内に更新手続きを行わなければならない。これを怠った場合は、1000ペソから5000ペソの罰金もしくは6カ月以内の禁固刑および罰金の処罰を受ける。

●旅行制限

フィリピン政府による旅行制限は特にはないが、治安状況を十分勘案のうえ旅行計画を立てる必要がある。

●写真撮影の制限

特に規制はないが、軍事施設内および立ち入り禁止区域等の撮影は禁止と考えたほうがよい。必要な場合は、それぞれの施設に事前に確認すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

モルヒネ、コカイン、ヘロイン、マリファナ、LSD 等については、厳しく取り締まられており、日本人も毎年数人が検挙されているのが実情。麻薬類の売買、輸入については死刑または終身刑等極刑に、また同時に罰金2万ペソから3万ペソの罰金刑に処せられる。所持しただけでもマリファナ以外の麻薬類では12年以上20年以下の懲役、マリファナでは6年以上12年以下の懲役、1万2000ペソから2万ペソの罰金刑に処せられる。

また、おとり捜査が行われているほか、密売人が麻薬等を観光客に売りつけた後で警察に通報し、客だけが逮捕される例が少なくない。麻薬類を買ったり、知り合ったばかりの者（日本人を含む）から麻薬等を煙草と偽って預けられることのないよう、十分に注意する必要がある。

●不法就労

外国人の就労は、政府関係機関およびフィリピン当局が特に認める場合を除いて、労働雇用省の許可を取らねばならない。この手続きは在日フィリピン大使館または総領事館で行うことができる。

外国人就労者は何らかの熟練労働者でなければならず、雇用主は着任後30日以内にそれぞれの外国人就労者に最低2人のフィリピン人幹部研修員をつけ、その研修プログラムを報告し、また3カ月ごとにその経過を報告しなければならない。ただし、外国資本の商社および永住者はその限りではない。就労認可は1年間有効で延長を希望する場合は、期限が切れる45日前に申告を行う。

不法就労を行った場合、1000ペソ以上1万ペソ以下の罰金または3カ月以上3年以下の禁固刑もしくは併科、その後即座に国外退去になる。

●治安維持

外国人が政治活動を直接または間接的（たとえばある政治家または政治団体、もしくはそれを支援する者および団体に関与した場合）に行った場合、フィリピンの法律で罰せられる。

たとえば選挙で、政治家または政治団体と直接または間接的にでも金品の授受、施設の貸与、選挙結果に影響を及ぼす目的の援助等を行った場合には、1年以上6年以下の禁固刑に処せられ、その後国外退去となる（保釈等はない）。

また、同様に労働組合等に対し、寄付などの援助を行った場合でも罰せられる。友人に頼まれて、用途を知らぬまま会場や車等を貸し、それが選挙運動等政治活動に使われた場合なども処罰の対象となる。

●その他特殊取締

フィリピンでは車両は右側通行で右折は信号に関係なくできるが、停電や信号の故障が時折あり、その場合でも交通整理の警官がいないことが少なくない。

売春は処罰の対象で、1985年11月から施行されたメトロマニラ地区での未成年売春取締法によると、18歳以下の女子との間に売春疑義がある場合、または18歳以下の女子のポルノビデオ、写真等の売買を行うと、1年以上4年以下の禁固または2000ペソ以上8000ペソ以下の罰金もしくは併科、また同様のサービス活動を勧誘または強要した場合はさらに1000ペソの罰金が科せられる。同様に、マッサージパーラーなどで働いている者も罰せられる。

なお、マニラ市においては、1993年7月、売春禁止条例が施行された。同条例によれば、マニラ市において行われた売春については、その売春行為者、斡旋者および客に対し5000ペソの罰金または1年の禁固もしくは併科が科せられることになっている。また、外国人の場合は、これらの罰則に加え、強制送還が科せられることもある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

食事については肉、野菜、果物等の食料品がスーパーで買うことができ、また日本レストランなども多い。ソフトドリンクも安く、世界的に有名なフィリピン国産ビール「サンミゲル」など飲み物も豊富で、不自由を感じることはない。水道の水は煮沸して飲んだほうがよい。

服装については夏物以外は必要ないが、パギオなどの避暑地ではセーター、カーディガン等が必要な場合がある。長期滞在する男性にはフィリピンの正装でもあるバロン・タガログが便利。

フィリピン人は大部分がカトリック信者であることに加え、南国特有の情熱的で明るい陽気な人柄なので、弱者に対するいたわりや、家族の絆の強いところがある。

安全のためのひとくちアドバイス

フィリピンでは、犯罪の種類にかかわらず犯罪そのものに危険なものが比較的多いということ認識する必要がある。フィリピンでの犯罪および犯罪者は日本の場合に比べると「生活型」、「真剣勝負型」および「凶器所持型」が多いと言える。

これは犯罪の成否に家族の生活がかかっていること（「生活型」）が多く、しかも万引きであろうと強盗であろうと警察官や警備員、場合によっては被害者からの銃器による反撃に自らの生命を危険にさらすこと（「真剣勝負型」）からきていると言われている。

そして、そのために犯罪者のほうも必ず相応の凶器を所持し、身の危険を感じた場合はためらうことなく攻撃を加えること（「凶器所持型」）になる。

基本的な心構えとしては、次の点に注意すること。

(1) 犯罪を誘発する環境を作らないこと。隙を見せないことが重要。たとえば、支払いの際に財布の中身が見えるような方法で現金を取り出したり、雑踏の中で必要もないのに高価なカメラや貴重品を持ち歩くようなことは避ける。

(2) 生命と身体の安全を最優先する。命あっての人生。このことを十分に頭に入れておくこと。

(3) 夜間便による入国を極力避ける。夜間到着便で入国した日本人客を標的として、空港からホテルまでの間の移動を狙った強盗事件が頻発している。強盗団は機関銃などで武装しており、襲われたら抵抗は不可能である。

(4) 路上の一人歩き（特に夜間）は極力避ける。人通りの少ないところはなおさらである。

(5) タクシーを利用する際は、最寄りの大きなホテルまで行ってホテルから乗るとか、また地理に明るい友人と同乗するなど、1人で乗らないようにすることが大切。

(6) 見知らぬ人から日本語等で親しそうに話しかけられた場合、誘いに乗って一緒に行動すると飲み物に睡眠薬を投与され、前後不覚となったところ持ち物一切を奪われ、ときに

は命を落とす危険もあるので油断は禁物。

フィリピン・ミンダナオ島への渡航については、1990年10月4月付で、ミンダナオ島地域におけるフィリピン国軍の一部による反乱を契機とする同島地域全域への渡航自粛勧告が発出されたが、全般的に治安情勢が改善の方向にあったので、渡航自粛勧告は1993年3月30日付で解除された。

しかしながら、ミンダナオ島地域全体では、スリガオ・デル・スール県、コタバト市を除くマギンダナオ県、マラウィ市を除くラナオ・デル・スール県、バシラン県、スル県およびタウィタウィ県などを始め、共産ゲリラグループやイスラム・ゲリラグループが引き続き活発な動きを示している地区があり、十分な安全上の措置を講じずにこれらの地区に立ち入ることは危険と考えられるので、ミンダナオ島地域への渡航にあたっては、安全対策に十分注意すること。

また、ミンダナオ島地域以外であっても、フィリピン国内の主要都市および幹線道路から離れた地域を訪問、通過する際には、在フィリピン日本大使館に相談するなど、当該地域の治安情勢等につきあらかじめ確認する必要がある。

健康上の留意事項

フィリピンは熱帯気候であり、全土に、いわゆる経口伝染病が多発している。特にエルトール・コレラは常在化しており、その他腸チフス、細菌性およびアメーバ赤痢、伝染性(A型)肝炎、小児麻痺(ポリオ)等、経口伝染病が広範に見られる。飲料水、食品(特に野菜果実類、魚介類等)の摂取には、十分な注意が必要である。マラリア汚染地域は、パラワン島、カガヤン峡谷、ミンドロ島、スルー諸島およびミンダナオ島の一部の地域に認められ、これらの地域へ旅行する場合は、汚染状況に即した予防薬の内服が必須である。

その他蚊媒介の感染症として、デング熱(8~12月に大流行することがある)、フィラリア症などがあり、これらの感染予防のため、たえず蚊に刺されない注意と工夫が必要である。住血吸虫症は、国土の10分の1が流行地域であり、小川、水田、道路の側溝等、淡水域に入る場合は、皮膚が水に接触しないよう十分注意する。定期的に麻疹(はしか)の大流行があり、また、きわめて結核患者が多いので、特に乳幼児は、事前に日本で予防接種を受けておくことが望ましい。

水道水でも生水の飲用は避け、必ず一度煮沸した水かミネラル・ウォーターを飲むことを勧める。高級レストラン以外の氷、生野菜等は汚染されていることが多いので、なるべく控えるようにしたい。

1年を通じて暑い気候が続くので、偏食を避け、十分な睡眠と休養をとり、過労に陥らぬよう注意する。

緊急時の連絡先

●フィリピン観光省

フィリピン観光省は、旅行者に対し、緊急アシスタント、通訳、紛失、観光案内等、24時間サービスに応じている。

24hours Service for Japanese Tourist

Tel.501660, 501728

(警察) Tel.7575 (日本の110番) CAPCOM (Police)

Tel.166 (メトロマニラ) Emergency Police

Assistance

●マニラ

(病院)

Philippine General Hospital Tel.5218450

Medical Center Manila Tel.591661

Manila Doctor's Hospital Tel.503011

〈消防〉 Tel.581176

●ケソン・シティ

〈病院〉

Quezon City Medical Center Tel.9213451

De Los Santos Medical Center Tel.787011

〈消防〉 Tel.998363

●パサイ

〈病院〉

Hospital de San Juan de Dios Tel.8319731

〈消防〉 Tel.8318010, 856523

●マカティ

〈病院〉

Makati Medical Center Tel.8159911

〈消防〉 Tel.8162553

緊急時の言葉

(英語) (タガログ語)

「警察」=ポリス,ポリス

「警察を呼んで」=コール・ポリス,タワガン・モ・ポリス

「救急車」=アンビュランス,アンブランシヤ

「医者」=ドクター,ドクター

「泥棒」=シーフ,シーフ

「助けて」=ヘルプ・ミー,トゥルガン・モ・アコ

在外公館アドレス

緊急の場合は、夜間でも下記の電話番号に連絡をすれば大使館員に連絡が取れるようになっている。

●大使館

在フィリピン大使館

Embassy of Japan, 375 Senator Gil J. Puyat Avenue, Makati, Metro

Manila, Philippines (P.O. Box No. 2088 Makati Central Post Office)

Tel. 818-9011~9

●総領事館

在マニラ総領事館

Consulate-General of Japan

住所・電話番号は大使館と同じ

●駐在官事務所

在ダバオ駐在官事務所

Japanese Consulate Office, Davao, 3rd Floor, China Banking Bldg.,

C. M. Recto & Ritzal St., Davao City, 8000, Philippines (P.O. Box

No. 80637)

Tel. 73781

データ名：フィリピン「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：2521

参照：15

フィリピン「防犯の手引き」

誘拐防止マニュアル（在比大作成）

具体的対策

イ．ブラインド、カーテンの隙間から、通りの様子を伺い、一見何でもないが、毎日起きていることとは違う事柄に注意する習慣を付ける。

- 1．道路工事、電話工事、誰かを待っている様子の人物、中に人のいる車両等。
- 2．遠近を問わず駐車中の車両に注意を払うこと。たとえ姿が見えなくても車両の中に潜んでいて我々の行動を監視しているかも知れない。
- 3．当該車両が有れば車両番号を控えておくこと。同じ車両が毎日ある場合は犯人である可能性が高い。

ロ．道路上

(イ) 自分で運転しているときは勿論の事、運転手付きであっても、車中で書類を読んだりせず自分で周囲の状況に注意を払う習慣を付けること。もし不審な車両に尾行されたり、不審な事が発生した際には赤信号を利用して進路を変え尾行を振り切ること。

(ロ) 不審車両を察知したら、一旦停車し、当該車両をやり過ぎ進路を変えるのも一案である。

(ハ) 事務所、自宅に入るとき、直接入らずに一旦その周囲、一面を一回りし、翌日にはこれを止めてUターンをして引き返したりして尾行点検を実施すること。

ハ．外出時間の変更

判で押したような出勤、帰宅、外出は犯人に絶好の材料を与える。

ニ．車両の変更

時々、車両を変更する。又いつも使用している車両に誰か似た人に乗ってもらい、いつもの時間に、いつものルートを通ってみる。この時、当該車両を追尾し尾行点検を実施する。

ホ．道順の変更

出勤、帰宅、外出の道順は出来るだけ変更する。運転手には車に乗ってから行く先を指示する。

ヘ．行動の秘密

行動は徹底的に秘密にする。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にする。

ト．道路の選択

裏通りは避け交通量の多い道路を走る。危険な地域に入らない。

チ．走行車線

出来るだけ中央寄りを走る。特に広い車線の道路では中央線を走る。

リ. ドアロックの徹底

車の窓は必ず閉める。止むを得ない場合は少しだけ開ける。ドアは必ずロックする。

ヌ. 夜間の路上駐車禁止

夜間の路上駐車は避ける。どんなに短時間であっても必ずロックする。

ル. 乗車前の確認

車両に乗車する際には、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうか確認して乗車する。

ヲ. 必要書類保管場所の明確化

事案発生に備え、旅券、保険関係書類、所在国及び在日の連絡先リストの必要書類や医療関係記録（病歴、血液型、常用薬、特病、歯科医の記録）を整理して家族等に分かるようにしておく。

ワ. その他

(イ) 電話

a. 電話帳から自宅の電話番号を探知されないため電話会社に申請して電話帳に掲載しないよう依頼する。

b. 電話がかかってきた時は、相手が誰であるか確認した後に話します。

c. 犯人は誘拐対象の声、或いは在宅確認のため電話する場合がある。そのような場合、あいての意図を挫く意味で電話を切るべきである。

d. 電話番号及び自宅の住所は、あまり人に知られないように心掛ける。

データ名：ブルネイ・ダルサラーム【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：7478

参照：9

ブルネイ・ダルサラーム【安全の基礎】

ブルネイ・ダルサラーム国

Negara Brunei Darussalam

出入国時の留意事項

●査証

日本とブルネイとの査証免除取極により、観光目的でかつ14日間以内の滞在であれば査証は不要である。ただし、就業、芸能、スポーツ、映画撮影、学術研究、布教を目的として入国する場合は、在日ブルネイ大使館で入国前に査証を取得しなければならない。就業などの場合は、ブルネイ国内で各企業の代表者または身元引受人が事前に労働許可証、扶養家族滞在許可証を取得しておく必要がある。また、その許可証は本人が入国する際、必ず持参しなければならない。

なお旅券の有効期間（残余期間）が6カ月以上ないと入国できないので、注意を要する。

●出入国審査

不法に入国、滞在大および就労をする外国人に対して特に警戒しているため、出入国審査は厳しく行われている。

観光目的で入国する場合、入国審査時に、帰国用または次の目的地への予約の取れた航空券の提示を求められ、滞在日数などを聞かれる。

また宗教（仏教、キリスト教、イスラム教等）関係者で一見してそれとわかる服装をしていた場合、観光目的であっても入国が認められない場合がある。

●外貨申告

原則として、外貨の持ち込み、持ち出しは無制限である。しかし、入国時に多額のお金（金額の範囲は決まっていない）を持ち込む場合は、税関で事前に申告しておく必要がある。

ブルネイ・ドルはシンガポール・ドルと等価交換されており、双方の国で使用可能である（ただし紙幣のみ）。

●通関

通関審査は厳しく、持ち込み荷物は検査されることが多い。反面、出国時は緩やかである。酒類の持ち込みには規制があり、入国時に1人ウイスキー2本またはビール12缶に限り持ち込みが認められる。

課税対象物は車（車両価格20%）、酒（1ガロン52ブルネイ・ドル）、煙草（1ポンド10ブルネイ・ドル）、香水（30%）、電気製品（20%）。

また、持ち込み禁止品目は火器・銃器類、麻薬、ポルノのほか、雑誌、ビデオでも水着の写真等性的刺激の強いもの、政治的要素の強いものは検閲が行われる。

滞在時の留意事項

●滞在届

就労等、観光以外の目的で入国し長期滞在を希望する場合は、入国時に入国管理官から受けた仮入国期間内（通常1カ月）に出入国管理局へ滞在許可（所定のフォーム）を申請

・取得しなければならない。その滞在許可に基づいて身分証明書が発行される。
滞在許可の有効期間は通常1年で、1年ごとに更新される。滞在許可は労働許可等、滞在目的に合った書類を入国前に取得していれば問題はない。

●写真撮影の制限

観光目的で入国した場合は、空港、軍事施設、宗教色の強い場所（たとえばモスクの内部）など、特に規制のある場所を除いて自由に撮影できる。しかしながら、撮影前に念のため撮影しようとする施設の関係者に確認したほうが無難。

業務撮影（マスコミ関係）の場合は、在日ブルネイ大使館に取材許可申請を行い、事前に取材許可を得る必要がある（許可申請から許可取得まで通常6カ月ほどかかる）。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬犯罪はマレーシア、シンガポールと同様に厳しく処罰される。刑罰については、麻薬の種類に応じてA、B、Cのランクに分け、それぞれのランクについて、麻薬を所持、不法に輸出入、取引、栽培、吸引した場合等に分けて（さらにそれぞれ10～20グラム単位に分類）、刑罰が定められている。麻薬によっては15グラム以上持っているとは死刑、それ以下の場合であっても刑罰は重く、20～30年の実刑および15回程度の鞭打ちとなっている。

麻薬犯罪を行った者は言うまでもなく、その家（吸引した場所）の持ち主も共犯者と見なされ刑罰が科されるので要注意。

●不法就労

入国の際、審査官が申告内容に疑問を抱くと2日程度の滞在許可しか与えられない場合がある（対ASEAN諸国人）。

不法就労は、懲役等の刑罰を科せられた後、強制退去させられる。日本人については、入国前に労働許可証を取得していれば問題ない。労働許可証は通常2年ごとに更新が可能であるが労働契約終了時に、いったん帰国することが義務づけられている。

●治安維持

1962年の非常事態宣言が現在も有効であり、政府転覆などの非合法活動および政府非難などを行った場合は懲役5～7年および7000ブルネイ・ドル以上の罰金、また不法に銃火器を保持していた場合は死刑となる。集会（5人以上）を行う場合は7日前に警察へ届け出ることが義務づけられている。

●その他特殊取締

王族関係の車が一般道路を走行する場合、数台の白バイが先導してかなりの高速を出すほか、対向車線へも進入してくることがあるので、遭遇したときは停止するなど注意が必要。

交通事故を起こした際は、事故車両は決して動かさず、速やかに警察に通報し、警察官の指示を仰ぐ。そうしなければ、保険金がおりにない場合がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の多数がイスラム教徒であり、またASEAN諸国の中でもイスラム教の戒律が最も厳しく守られている。モスクなどを見学するときには、特に女性については、ミニスカートなど肌を露出したものの着用は避ける。また、飲酒等コーランに反する行為をイスラム教徒の前で行うことは避ける。特に会議等で年長者、政府高官と同席する場合には、足を組まないこと。また、人や物を指すときは人差し指を使うのは無礼な行為とされるので、親指を使うこと。

車の運転をするときは、追い越し、無理な割り込み、不要なクラクションを鳴らすのは

避けたほうがよい。相手側から挑発行為と取られることがある。

安全のためのひとくちアドバイス

他のASEAN諸国と比較して治安はかなり良好である。市内にも浮浪者の姿は皆無で夜間の歩行も安心してできるが、市内を外れると街灯も少なくなり人通りも絶えるため油断は禁物。

また、夜間に海岸道路等を運転する際は、たとえあたかも故障車のように路肩に車が停止し助けを求めてきても、これを無視しスピードを落とさず走り去るようにする。停止するとバラバラと人が現れ、身ぐるみはがされるおそれがある。

軍事基地等は人里離れたところにあり、トラブルに巻き込まれるおそれもあるので、夜間はいうまでもなく昼間であっても、興味本位で近づかないようにする。

1991年1月から、禁酒令施行によりブルネイにおいて酒類は入手できない。また、旅行者は入国時にウイスキー（2本）またはビール（12缶）を個人用として持ち込めるが、それを販売したり公衆の面前で飲酒した場合は最高4万ブルネイ・ドルの罰金を科せられるので注意が必要。

健康上の留意事項

政府統計によるとマラリア、肝炎等の熱帯・風土病はないということになっているが、陸続きである隣国のマレーシアでは時折発生しているので十分注意する必要がある。

相対的にみてほかの東南アジア諸国よりも衛生状態は良い。なお、設備の整った24時間体制・完全看護の総合病院はあるが、医者が必ずしも信頼できないので、難しい手術を要する病気や精密検査を要する場合はシンガポール等国外で治療・検査したほうが安全である。

薬はブルネイでも入手することができるが、自分に合った常備薬を用意しておくことが望ましい。

緊急時の連絡先

〈総合病院〉

RAJA ISTERI PENGIRAN ANAK SALEHA (バンドル・スリ・ブガワン地区) Tel.242424

SURI SERI BEGWAN (クアラ・ブライト地区)

Tel.335331

TUTONG (トゥットン地区) Tel.221011

PENGIRAN ISTERI HAJJAH MARIAM (トゥンブロン地区) Tel.221526

〈私立病院〉

DR. AMIR'S CLINIC Tel.222500

HART MEDICAL CLINIC Tel.225531

KATONG CLINIC Tel.228715

●バンドル・スリ・ブガワン

〈警察〉 Tel.222333

〈消防〉 Tel.222555

〈救急車〉 Tel.222366

〈番号案内〉 Tel.13

●クアラ・ブライト

〈警察〉 Tel.332333

〈消防〉 Tel.332555

〈救急車〉 Tel.332366

〈番号案内〉 Tel.13

●ムアラ

〈警察〉 Tel.772333
〈消防〉 Tel.772555
〈救急車〉 Tel.222366
〈番号案内〉 Tel.13

●セリア

〈警察〉 Tel.222333
〈消防〉 Tel.222555
〈救急車〉 Tel.332366
〈番号案内〉 Tel.13

●トゥトン

〈警察〉 Tel.221333
〈消防〉 Tel.221355
〈救急車〉 Tel.221366
〈番号案内〉 Tel.13

緊急時の言葉

「泥棒」=ブンチュリ
「助けて」=トロン
「警察」=ポリス
「警察を呼んでくれ」=シイラカン・バンギル・ポリス
「パトカー」=クレタ・ポリス
「救急車」=アンブラン
「消防車」=クレタ・ボンバア
「病院」=ルマ・サキット
「緊急事態」=クチュマサン

在外公館アドレス

●大使館

在ブルネイ大使館

Embassy of Japan, No.1 & No.3 Jalan Jawatan Dalam, Kampong Mabohai,
Bandar Seri Begawan 2092, Negara Brunei Darussalam (P.O.Box 3001
Bandar Seri Begawan 1930, Brunei)
Tel.229265,227239,229592

データ名：ブルネイ・ダルサラーム「防犯の手引き」
 ID：KAN00010
 登録日付：94/04/04
 属性：テキスト
 バイト：7089
 参照：9

ブルネイ・ダルサラーム「防犯の手引き」
 防犯の手引き

平成4年10月
 在ブルネイ日本国大使館

目次

はじめに

1. ブルネイにおける犯罪発生状況
2. 凶悪犯罪
3. 家宅侵入／窃盗
4. スリ、置き引き等
5. 交通事故
6. 誘拐、テロ
7. 緊急連絡先

はじめに

ブルネイで各種業務に従事されておられる在留邦人の皆様にとって、家族ともども安全に事故なく生活できる体制をまず築くことが、当地で仕事をされる上での基礎となると思われます。当国は、東南アジアでは比較的治安が良い所と言われてきましたが、このところ窃盗、麻薬等の犯罪が増加傾向にあると言われていています。在留邦人の皆様方には、日頃防犯について種々対策を講じられていることと思いますが、当館では当地における犯罪の手法及び対策について簡単に取りまとめてみました。

当国ブルネイの警察制度は、かなり整備されているとは言え、まだまだ日本の防犯、捜査能力には及びません。従って、在留邦人の皆様方におかれましては自らの生命、財産の保護につきまして普段から十分な注意を払うとともに、万全の予防策を講じておくことが望まれます。これからの当地の生活に当って本書が皆様の御参考になれば幸いです。

1. ブルネイにおける犯罪発生状況

ここ数年のブルネイの犯罪発生件数（年間）を見ると、次表のとおりとなっていますが、最近では犯罪件数は増加傾向にあり、また当国では対外的に公表されない犯罪も有るといわれており、最近のデータでは犯罪件数は更に上回っていると思われます。

	1988年	1989年	1990年
道路交通法違反	8,735	9,312	11,062
麻薬関係	53	187	255
家宅侵入／窃盗	961	670	1,084
暴行／傷害	377	278	169

(出所：BRUNEI STATISTICAL YEARBOOK)

2. 凶悪犯罪

当国では殺人、強盗等の凶悪犯罪は殆どなく、年に1～2回発生する程度です。邦人が殺害されたケースは1973年に1件（怨恨が原因とされている）があるだけで、近年当国に

於いて邦人がこの種の事件に巻き込まれた例はありません。しかしながら、いつ遭遇するかも知れませんが、油断をせず夜間の外出、特に婦人や子供の単独での外出や人気のないところを通る事は厳に避けるべきです。また、日常生活では、生活習慣・宗教上の違いから日本人の言動が当地の人の感情を傷つけることもありえますので、言動には充分配慮する必要があります。

3. 家宅侵入/窃盗

家宅侵入/窃盗の発生件数は1,084件(90年ベース)と前年に比し6割以上も増加しており、充分な注意が必要です(邦人の被害事例は過去3年で1件のみ)。家宅侵入/窃盗は一般的に夜間に発生しており、特にチャイニーズ・ニュー・イヤー及び断食明け大祭(ハリ・ラヤ)の時期に多発しています。また、Kota Batu 地区の様な河川に接した地域では、隣接したマレーシア領から犯人はボートで不法侵入してくる場合がしばしばですので注意を要します。

犯人は必ず犯行前に下見を行い、日常生活の傾向(例えば、日曜日は常に外出している。外出した場合1~2時間は帰宅しない等)をチェックしている場合が多いと言われています。

犯人が家屋内で物色している際には、出来る限り犯人に気づかれずに会うことを避け、もし犯人と不幸にも出会った場合は、先方がParangと呼ばれる変刃や武器を所持していることが多いため注意を要します。

当地の家屋の多くは家宅侵入に備え出入口、窓等にフェンスなどの防犯設備を設置していますが、一層の防犯対策を講じておく必要があります。特に長期に家を空ける際には気をつけること。

また、使用人が手引きをして侵入してくる場合も想定されますので、使用人を雇用する際には充分身元調査を行う必要があります。時には家主より指示を受けたと称し、庭の手入れや家屋の修理工装を装って侵入して来る場合も想定されますので、家主に確認するか、または事前に連絡を受けている場合は、修理人が作業をしている間、必ず家人がよく見ている事が大切です。

主要な対策は次の通りです。

(1) 入居前に念入りに施錠設備、出入口扉、窓等をチェックし、緩み、破損等有る場合は、予め補強及び修理をしておくこと。また、平屋の場合は屋根、天井も良くチェックすること。

(2) 不審な者が家の周りをうろろしている場合は、特に注意すると共に、場合によっては警察に通報すること。

(3) 犬を飼うこと。小型犬の場合は複数が望ましい。

(4) 女中、庭師は信頼のおけるものを雇うこと。

(5) 夜間外出等で家を空けざるを得ないときは、女中に留守を頼むか、又は、施錠を確認した上で一定の電気、天井ファン、ラジオ、テレビ等のスイッチを入れておき、不在でないように装うこと。

(6) 見知らぬ者は、容易に敷地、家屋内には入れないこと。このため門扉は家人在宅時でも施錠しておく。

4. スリ、置き引き等

当地では、この種の犯罪は少なく、在留邦人が被害にあった事実は今のところありません。しかし用心には越したことがありませんので、日頃からの心構えが肝要です。あまり目立った服装や装飾品を身に着ける事は避けた方がよいと思います。

5. 交通事故

当国では日本と同様に左側通行であり、道路、信号なども比較的整備されており、交通法規、車の登録制度も厳格に法律に基づき規定されています。

しかしながら、割り込みや無理な追越し運転等、運転マナーが悪いため、交通事故も少なくなく、充分注意して運転する事が肝要です。

不幸にも万一皆様が交通事故の加(被)害者となった場合、諸手続きは非常に日本と類似していますので、冷静慎重になって処理する必要が有ります。なお、自動車事故の保険

制度はありますが、実際に事故にあった際に、保険会社はなかなか保険金を支払わないケースが多いので、日頃から事故に巻き込まれないように注意するに越したことはありません。

(1) 接触、追突、自損事故

ブルネイの交通規則上、全ての交通事故（その被害の程度にかかわらず）は速やかに警察署に報告することが義務づけられています。

しかしながら、負傷者等も無く事故も軽微な場合は、当事者双方の示談で解決でき、警察もあえて介入しません。その場合、後日のトラブルを避けるためにも必ず示談書を作成しておくことが望ましいと言われております。

(2) 交通事故に関しての心構え

①当地では交通事故が発生すると興味本意に野次馬が群がり、特に死傷事故の場合、その場で加害者が報復リンチを受けるケースもあったようです。従って、その場の状況にもよりますが、自分自身の身の危険を感じるような場合は、そのまま最寄りの警察に直行して事情を説明すると共に、保護を求めることが賢明です。

②自動車を運転する際は、万一の事態に備え、常に自分の身分証明書、緊急連絡先等を携行すること。

③交通事故の処理方法はケースバイケースで異なりますが、事故を起こした場合、英語が下手で充分その状況を説明できない場合には、家族、知人等に連絡し、事故現場にきてもらい処理するなどの方法を予め準備しておくことが必要です。

④警察の現場検証が終わるまでは、事故車輛はそのままにしておく必要があります。現場検証終了前に動かすと保険金が支払われない場合があり、予め保険会社に確認しておくことが重要です。

6. 誘拐、テロ

当国は1962年以来、非常事態宣言下にありますが、現在のような国民経済の安定並びに治安当局が充分な警戒体制を敷いているので、ゲリラ、テロ等の不穏分子は今のところ皆無に近い状態です。

しかしながら、近隣のマレーシア領と陸続きになっているため、この種の不穏分子が侵入する可能性もあり、また、当国には多国籍企業が国家歳入源である石油・天然ガスの掘削、生産、販売に従事している事もあって、我が国を含めたこれら諸外国を対象とした国際テロ及び誘拐事件が起こる可能性も排除しえませんが、万一に備えて警備体制を検討しておく必要があると思います。

7. 緊急連絡先

・ブルネイ警察	222333
・消防署	222555
・救急車	222366
・General Hospital	242424
・在ブルネイ日本国大使館	229265, 227241, 229592

データ名: マレーシア 【安全の基礎】

ID: KAN00010

登録日付: 94/04/04

属性: テキスト

バイト: 8488

参照: 17

マレーシア 【安全の基礎】

マレーシア

Malaysia

出入国時の留意事項

●査証

日本とマレーシアの間には査証免除取極があり、滞在期間3カ月を超えず、かつ報酬等収入を目的とした活動に従事するためのものでない限り査証なしで入国できる。

ただし、宗教活動、調査研究活動、テレビ・映画撮影等については査証が必要。また、3カ月を超えて滞在する場合や就労を目的とした場合も入国前に査証を取得する必要がある。

なお旅券は有効期間（残余期間）が6カ月以上ないと入国を拒否されるので注意する必要がある。

●出入国審査

旅券と出入国カードを提出する。査証取得の有無にかかわらず入国時には審査官から入国目的・滞在期間を尋ねられ、旅券面に滞在期間が付与される。滞在期間は3カ月以内だが、必要に応じて延長手続を行う。ただし、無査証で入国した場合は、滞在延長ができない。入国カードの片面が出国カードを兼ねているので、紛失しないように注意すること。

予防接種は、汚染地区を通過してこない限り不要。

長期滞在予定者で国外に出る場合は、必ず事前に再入国許可を受ける。これを受けずに出国すると、長期滞在許可も無効となる。特に、旅券に併記された子供を連れずに出国することは許されないので注意すること（必ず同伴すること）。

一回往復旅券で旅行する者で、渡航先にマレーシアが記入されていない場合は、入国を拒否されるので注意が必要。風俗規制が厳しく、たとえば、ある程度以上長髪の男性は入国を拒否される場合がある。

マレーシアは国内において半島部、サバ州およびサラワク州がそれぞれ独自の入国管理政策をとっており、それぞれの間の往来には旅券を提示して滞在許可を受ける必要がある。

●外貨申告

外貨およびマレーシア貨の持ち込み、持ち出しについて制限はなく、申告の必要もない。

●通関

免税品は、紙巻煙草200本または葉巻煙草50本、酒類1リットルまで。

主な輸入禁止品は、麻薬、ポルノ等の出版物・絵画・写真・読本・石版刷りカードおよび彫刻、短剣やナイフ等、68～87メガヘルツおよび108～174メガヘルツのラジオ受信可能な放送受信機、カラーゼロックス機6500、爆竹、コーランの印刷・再製を帯びた布地。

ビデオテープはスクリーニングを要求されることがある。

滞在時の留意事項

●滞在届

1年以上滞在する人は、マレーシアに入国後30日以内に登録事務所に滞在届を提出しなければならない。滞在期間の延長、在留資格の変更手続は移民局で行う。滞在期間を超えての滞在、在留資格外の活動は、不法残留・在留資格外活動としてそれぞれ罰せられ、国外退去となる場合がある。

1年以上滞在している人は、身分証明（外国人登録証）を発行してもらうことができる。ただし、本人の申請が必要。

●旅行制限

基本的には国内全域にわたり、旅行は自由。制限地域としては、軍事関係施設、宗教施設、危険地域等があり、入域禁止あるいは監督官庁の許可取り付けを必要とする箇所がある。

また、国立公園内での動植物の捕獲・採集は禁止されており、他の地域についても禁止あるいは許可取り付けを必要とするものがある。

●写真撮影の制限

博物館、寺院・モスク、軍事施設等に撮影禁止区域があるので確認が必要。なお、禁止の旨の指定表示がある。

また、現地女性（特にイスラム教徒）を撮る場合、特に田舎では事前に当地人の了解を得ること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

マレーシアの麻薬規制は非常に厳しく、外国人も例外ではない。

危険薬物法（1983年改正）によれば、所持量がヘロイン・モルヒネについては15グラム以上、ガンジャ（マリファナ）については200グラム以上は死刑、また、それ未満でも無期懲役等の重刑が科せられる。1991年末月までに54人の外国人が死刑判決を受け、そのうちの34人が刑を執行されている。麻薬違反者は外国人といえども厳しく処罰されているので「外国人旅行者だから少しぐらいは大丈夫だろう」などという甘い考えは絶対に通用しない。

麻薬防止のため出入国カード、空港、警察署、病院など至るところに“DADAH DEATH”（麻薬一死）の表示を行い、また、テレビ放映等でもその恐ろしさを訴えている。

●不法就労

就労を目的とする者は、入国前に必要な査証を取得しておかなければならない。取得していない場合は直ちに移民局（Immigration Office）に出向き、必要な手続きを取らなければならない。

Employment Passの申請手続の申請書を移民局へ提出すると、これはさらに Malaysianization Committeeに送られ、厳しく審査される。政府の基本方針としては、ある特定の条件を満たす外国人およびそのポストにのみ発給する、としている。一部アジア諸国からの密入国者が、正規のワークパスを有せず働いているケースが多く、取り締まりの対象となっている。

●治安維持

銃器不法所持については銃器法および国内治安法により厳しく規制されており、特に国内治安法が適用される場合は、死刑に処せられることがある。

また、思想、宗教活動にも厳しい制限があり、国の治安を損なう出版物（共産主義、民族等に関するもの）の発行・販売は禁止されている。

●その他特殊取締

賭博や風俗犯罪に関しても厳しい規制がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

マレーシアは、憲法上イスラム教を国教（連邦の宗教）と定めており、人口の半分以上を占めるイスラム教徒の間では、次のような教義、風俗、習慣があるので、外国人としても承知しておく必要がある。豚は食さないほか、左手は不浄なものとされているので、握手、物の受け渡しは右手を使う。人差し指で人を指すことは失礼なこととされているので、親指を使う。頭は神聖な場所とされているので、子供でも頭はなでない。夕方6時45分頃～7時15分頃までは祈りの時間なので、訪問および電話は避ける。婦人にはこちらから握手を求めない。

イスラム教徒（マレー系とごく一部の中国系およびインド系）は毎年、イスラム暦に従って約1カ月間、日の出から日没までの間は、飲食・喫煙を断つという断食を行う。この期間中、イスラム教徒を食事に招待する場合は、時間に注意することが必要である。また、日中の断食は、相当な苦行のはずなので、交際にあたっては、相手に対する理解と寛容さが求められる。

安全のためのひとくちアドバイス

マレーシアは東南アジア諸国の中では、かなり治安の良い国のひとつとされている。しかし、近年の社会・経済状況の変化に伴い、地方から都市への人口流入、麻薬関連犯罪の増加、不法移民の流入等、治安上の不安要素も存在しており、特にクアラルンプール、ペナン、ジョホールバル等の主要都市では凶悪犯罪のほか空き巣、忍び込み、強盗、ひったくり、路上強盗等の発生が目立っている。したがって、常に防犯意識をもって、住居の防護はもとより市中においても、路上を歩くときにはハンドバッグを車道と反対側の手にもつ、夜間照明のない道路は歩かない、単独行動は避ける、などの注意が必要である。ホテルでは、貴重品はセーフティ・ボックスに預けるなどの心がけが必要。特に日本人は金持ちと思われており、見知らぬ者、特に女性の誘いにのらぬよう注意しなければならない。また、旅券の盗難にも十分注意が必要。

最近、日本人の単身旅行者を狙い、「今度親類が日本へ行くので、日本の話を聞かせてほしい」などといって近づき、賭博に誘い込んで所持金全部およびクレジットカードの限度額いっぱい巻き上げるケースが増えている。

健康上の留意事項

クアラルンプール、ペナン、ジョホールバル、イポー、マラッカなどの都市部では、水道をはじめ衛生設備が一応整っているので問題はない。しかし、村落やジャングルなどを旅行する場合は、マラリア、デング熱、破傷風、肝炎といった病気に注意する必要がある（コレラ、腸チフスも散発的に発生）。

ただし、熱帯シマイエ蚊を媒介として感染するデング熱は、都市部でも子供や弱った大人が発病することが多い。常夏のため体力の消耗が激しいので、睡眠不足は禁物。栄養を取ることが大事だが、食べ物は生を避け、火あつい熱湯を通したものを選ぶ。食事中でも、味に異常を感じたら差し控えたほうが無難である。

また、旅行中の病気、交通事故等不時の事態に備えて、海外旅行傷害保険等に加入しておくことは不可欠である。

緊急時の連絡先

●クアラルンプール

(病院)

救急病院 (Assunta Hospital) Tel.7923433

(University Hospital) Tel.7564422

PANTAI MEDICAL CENTER (ラウ医師/日本語の受診可) Tel.2825077

SUBANG JAYA MEDICAL CENTER Tel.7341212

TAWAKAL HOSPITAL Tel.4237899

(警察) Tel.999
(救急車) Tel.999
(国際電話申し込み) Tel.108

●ペナン

(病院)

Gleneagles Medical Center Tel.376111

General Hospital Tel.373333

ニッポン・サージカル・クリニック (ティー医師/日本語で受診可) Tel.362166

(警察) (救急車) (火災) Tel.999

●コタ・キナバル

(病院)

クイーン・エリザベス総合病院 Tel.54911

サバ・メディカルセンター Tel.424333

(警察) Tel.58191

(救急車) Tel.50555

(火災) Tel.994

緊急時の言葉

(マレー語)

「助けて」=トロン

「火事だ」=アピ

「警察」=ポリス

「パトカー」=クレタ・プロンダ・ポリス

「救急車」=アンビュランス

「警察を呼んでくれ」=トロン・バンギル・ポリス

クアラルンプール、ペナン、コタ・キナバル等では、英語が通じる場合が多い。

在外公館アドレス

●大使館

在マレーシア大使館

Embassy of Japan, No.11 Pesiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450,
Kuala Lumpur, Malaysia

Tel.242-7044 (代表)

●総領事館

在ペナン総領事館

Consulate-General of Japan, No.2 Biggs Road, 10350 Penang, Malaysia

Tel.368222,368306,368416,368496

●領事館

在コタ・キナバル領事館

Consulate of Japan, 5th Floor, Wisma Yakim, Jalan Datuk Salleh Sulong,
Kota Kinabalu, Sabah, Malaysia (P.O.Box11001)

Tel.54169,53717,54695,54698